



第5期 東広島市障害福祉計画及び 第1期 東広島市障害児福祉計画

平成30年度～32年度

平成30年3月
東広島市



はじめに

東広島市では、「第3次東広島市障害者計画（平成29年3月策定）」及び「第4期東広島市障害福祉計画（平成27年3月策定）」に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすい地域共生のまちづくりを目指し、障害者福祉施策の推進に取り組んで参りました。

近年、国においては、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」の施行、「障害者権利条約」の批准、「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正など、障害者福祉を取り巻く環境に大きな改革がなされています。

こうした中、現行の「第4期東広島市障害福祉計画」が最終年度を迎えたことから、障害のある人を取り巻く様々な変化を踏まえつつ「第5期東広島市障害福祉計画」を策定するとともに、「児童福祉法」の改正により、新たに「第1期東広島市障害児福祉計画」を障害福祉計画と一体のものとして策定しました。

今後は、この計画に基づき、障害福祉サービス等の充実に図り、市民の皆様と力を合わせて、地域共生のまちづくりに全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続き、障害者福祉の推進へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にご尽力いただきました東広島市障害者計画等審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただいた関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

東広島市長 高垣 廣徳

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 策定の背景	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画策定の方法	3

第2章 障害者の現状

1 東広島市の人口	5
2 障害者の状況	6
3 障害福祉サービス等の利用状況（第4期障害福祉計画実施状況）	11

第3章 計画の目標

1 計画の基本的な考え方	17
2 成果目標の設定	20

第4章 福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量	27
（1）訪問系サービス	27
（2）日中活動系サービス	30
（3）居住系サービス	34
（4）相談支援	36
2 地域生活支援事業の見込量	38
（1）必須事業	38
（2）任意事業	42

第5章 障害児支援の提供体制の充実（第1期障害児福祉計画）

1 障害児福祉計画の概要	45
2 障害児福祉計画の成果目標（再掲）	45
3 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量	47
（1）障害児通所支援	47
（2）障害児相談支援等	50

第6章 計画の推進

1 計画の評価と進行管理	51
2 計画の推進に向けた取組	52

資料編

1 東広島市障害者計画等審議会規則	55
2 東広島市障害者計画等審議会名簿	57
3 計画の策定経過	58
4 アンケート調査結果	59
5 用語解説	77

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害福祉計画は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を総合的に行い、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的として制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づき、地域における障害福祉サービスの提供体制の確保等を円滑に実施するために策定するものです。

また、障害児福祉計画は、「児童福祉法」の改正により、障害児の支援の提供体制を計画的に確保する観点から、障害児福祉サービスなどの見込み量を定めることとしており、障害福祉計画と一体のものとして策定します。

第5期東広島市障害福祉計画及び第1期東広島市障害児福祉計画は、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス等に関する成果目標やサービス需要の見込等について定めます。

2 策定の背景

- 「障害者が地域で暮らせる社会」「自立と共生の社会」の実現を目指して、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。この法律により、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に係る各種サービスの一元化が図られるとともに、地域生活支援、就労支援の強化など福祉サービス提供体制の整備が図られました。
- その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、利用者負担の見直しや、相談支援の充実等を経て、平成25年4月からは、「障害者総合支援法」が施行され、障害者の範囲に難病患者が加えられるなど制度改革が行われました。この法律により、共生社会の実現に向けた障害保健福祉施策が講じられたほか、障害福祉サービス等の数値目標と見込み量を定めることとなりました。
- 平成24年8月には、児童福祉法に基づく「子ども・子育て支援法」が制定され、同法の基本理念を踏まえた、障害のある子どもへの支援体制づくりが進められています。
- 平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

るための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成 30 年 4 月施行）され、「障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、『生活』と『就労』に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。」こととされました。

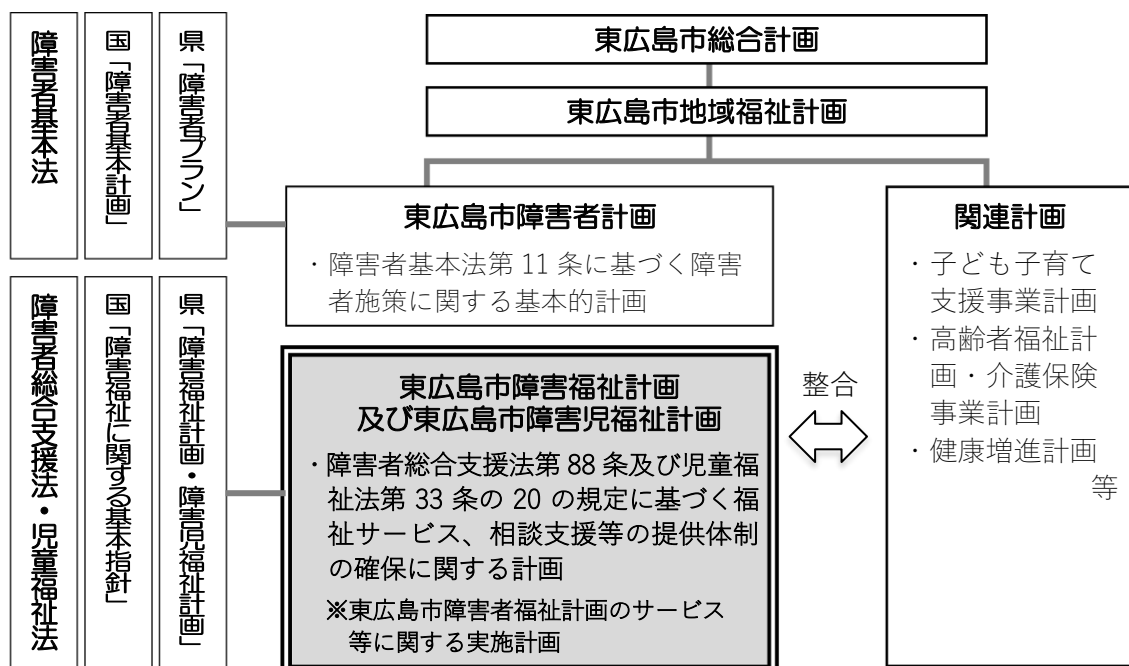
3 計画の位置付け

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき策定するもので、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画です。

また、障害者基本法第 11 条に基づく「東広島市障害者計画」の障害福祉サービス等に関する実施計画としても位置付けます。

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第 87 条に基づき国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即するとともに、「第 5 期広島県障害福祉計画・第 1 期広島県障害児福祉計画」と整合・調整を図っています。

また、本市の最上位計画である「第四次東広島市総合計画」をはじめ、関連する個別計画との整合を図っています。



4 計画の期間

本計画は、国の基本指針により 3 年を 1 期として策定することとされているため、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画は平成 30～32 年度を計画期間として策定します。

なお、本計画の関連法・制度の改変、社会情勢、本市の状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
障害者計画	第 1 次（5 年）					第 2 次（5 年）					第 3 次（7 年）						
障害福祉計画	第 1 期		第 2 期			第 3 期			第 4 期			第 5 期					
障害児福祉計画	—		—			—			—			第 1 期					

5 計画策定の方法

（１）策定体制

本計画は、地域の実情に即した内容とするため、東広島市自立支援協議会を通じた関係者会議により、サービス利用状況や地域課題等を検討するとともに、障害者団体や関係団体、事業者や雇用・教育・保健等の行政機関並びに、障害福祉に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市障害者計画等審議会」において、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

（２）アンケート調査の実施

計画の策定にあたっては、障害者を対象に、障害福祉サービス利用状況や今後の利用意向等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

【調査の実施結果】

調査方法	郵送調査
調査期間	平成 29 年 8 月 17 日～平成 29 年 8 月 31 日
対象	市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者及び障害児通所支援を利用している者から無作為抽出した者、並びに施設に入所している障害者を調査対象とした。
対象者数	1,800 人
有効回収数（回収率）	861 人（47.8%）

(3) パブリックコメント（意見募集）の実施

計画に市民等の意見を反映するため、計画素案を公表し、広く市民等からの意見募集を実施しました。

【実施概要】

- 実施時期：平成 29 年 12 月 1 日～平成 29 年 12 月 28 日
- 実施方法：計画案をホームページに掲載するとともに、東広島市役所障害福祉課、子育て・障害総合支援センター（はあとふる）、各支所、各出張所、各地域センター、各生涯学習センター、各図書館、各福祉センターに備え付けて実施。

第2章 障害者の現状

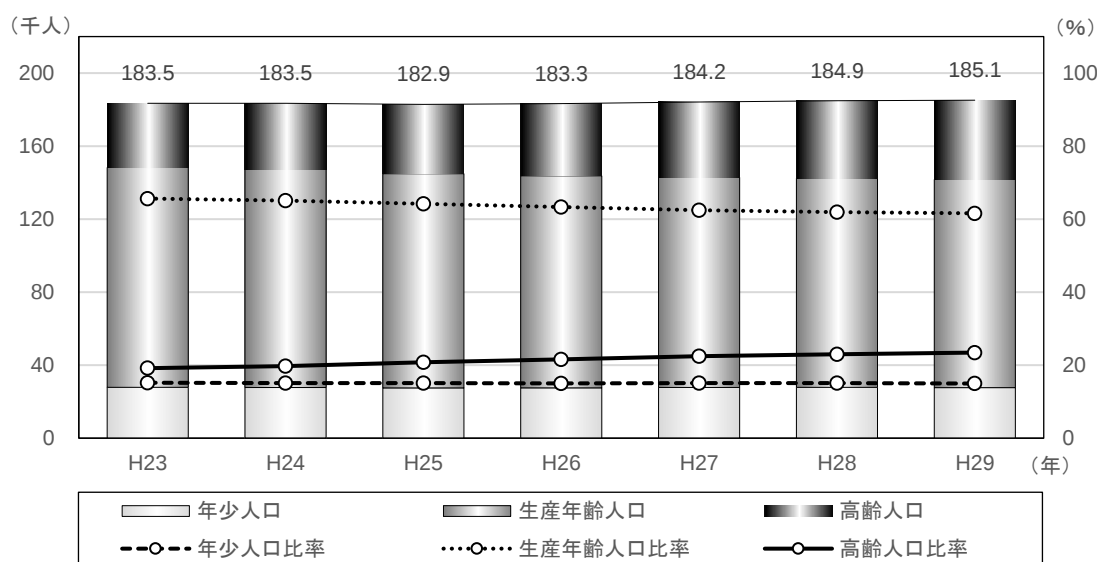
第2章 障害者の現状

① 東広島市の人口

(1) 人口の推移

東広島市の人口は、ここ数年は微増で推移しています。年齢別の人口構成をみると年少人口（14歳以下）はほぼ横ばい、生産年齢人口（15歳～64歳）は微減で推移していますが、高齢人口（65歳以上）は、年々増加しており、高齢人口比率は平成29年には23.4%となっています。

【人口の推移】



【年齢別人口構成の推移】

(単位: 人)

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
年少人口（14歳以下）	27,869	27,762	27,563	27,586	27,785	27,848	27,709
生産年齢人口（15～64歳）	120,416	119,454	117,306	116,125	115,075	114,547	114,032
高齢人口（65歳以上）	35,182	36,264	37,984	39,601	41,314	42,534	43,406
総人口	183,467	183,480	182,853	183,312	184,174	184,929	185,147

(単位: %)

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
年少人口（14歳以下）	15.2	15.1	15.1	15.0	15.1	15.1	15.0
生産年齢人口（15～64歳）	65.6	65.1	64.2	63.3	62.5	61.9	61.6
高齢人口（65歳以上）	19.2	19.8	20.8	21.6	22.4	23.0	23.4

資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

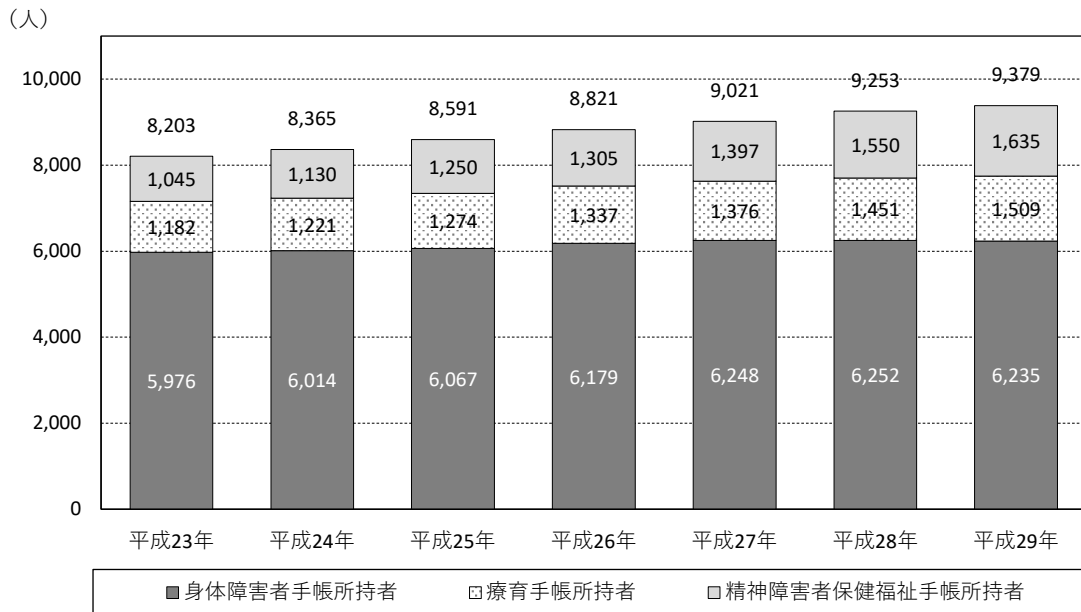
2 障害者の状況

平成 29 年の障害者手帳所持者数は 9,379 人で人口の 5.1%を占めており、増加傾向にあります。

平成 29 年の障害者手帳所持者の中で最も多いのが、身体障害者手帳所持者の 6,235 人で 66.5%を占めています。

身体障害者以外の手帳所持者は増加傾向で推移しており、特に、精神障害者保健福祉手帳所持者については、平成 26 年から 29 年にかけて、25.3%増加しています。

【障害者手帳所持者の推移】



【障害者手帳所持者数】

(単位：人)

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	増減率(%) (H29/26)
身体障害者手帳所持者	5,976	6,014	6,067	6,179	6,248	6,252	6,235	0.9
療育手帳所持者	1,182	1,221	1,274	1,337	1,376	1,451	1,509	12.9
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,045	1,130	1,250	1,305	1,397	1,550	1,635	25.3
障害者手帳所持者合計	8,203	8,365	8,591	8,821	9,021	9,253	9,379	6.3

【人口に占める障害者の割合】

(単位：%)

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
身体障害者手帳所持者	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4
療育手帳所持者	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8
精神障害者保健福祉手帳所持者	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9
障害者手帳所持者合計	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	5.0	5.1

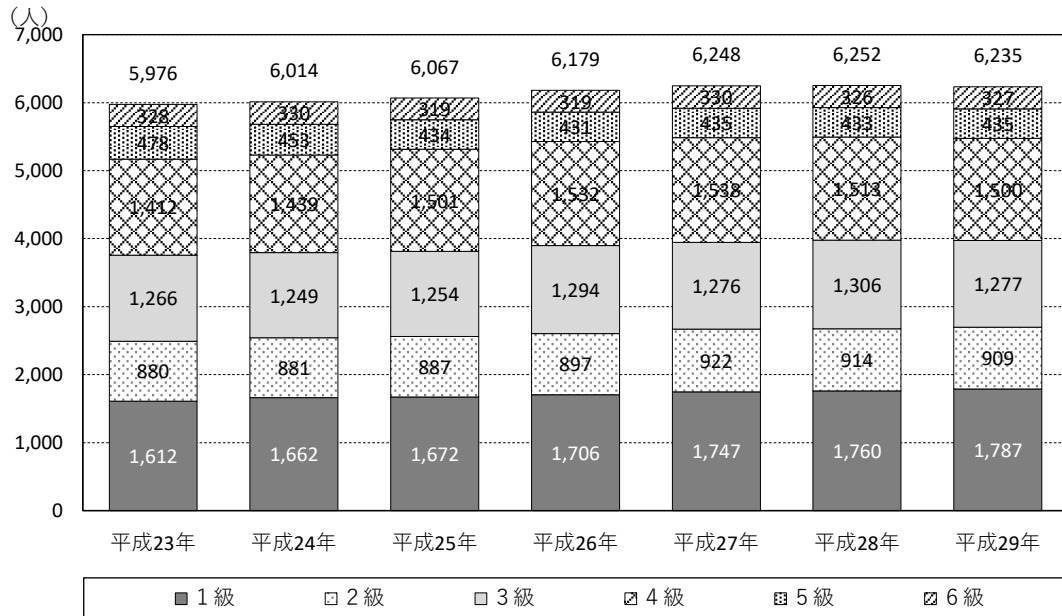
資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(1) 身体障害者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、微増から横ばいで推移してきましたが、平成29年には微減となりました。

等級別にみると、最も多いのが1級、次いで4級、3級となっています。1級は増加傾向にあります。2～6級は横ばいから微減傾向で推移しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）】



【身体障害者手帳所持者数（等級別）】

(単位：人)

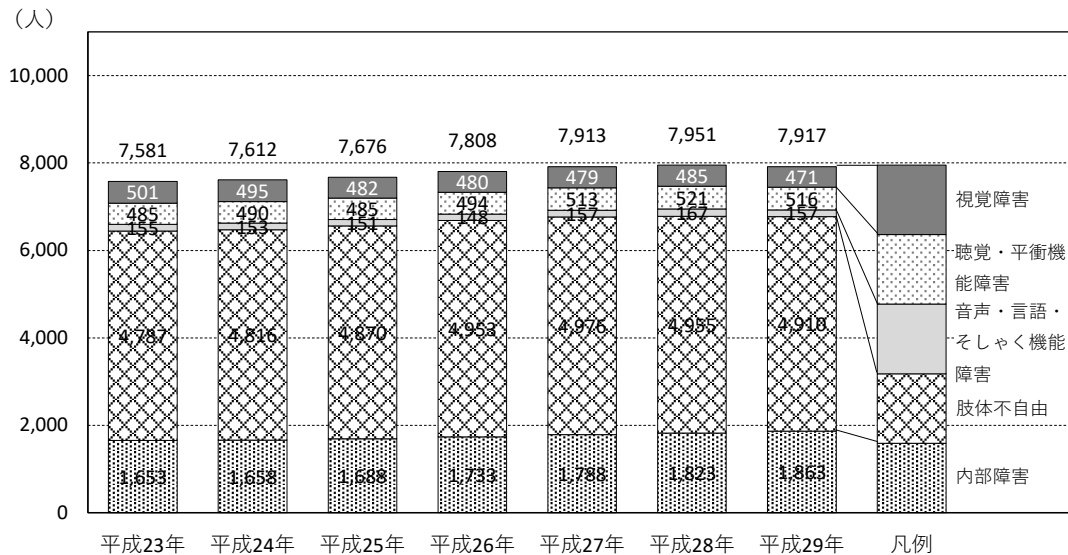
	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	増減率(%) (H29/26)
1級	1,612	1,662	1,672	1,706	1,747	1,760	1,787	4.7
2級	880	881	887	897	922	914	909	1.3
3級	1,266	1,249	1,254	1,294	1,276	1,306	1,277	-1.3
4級	1,412	1,439	1,501	1,532	1,538	1,513	1,500	-2.1
5級	478	453	434	431	435	433	435	0.9
6級	328	330	319	319	330	326	327	2.5
合計	5,976	6,014	6,067	6,179	6,248	6,252	6,235	0.9

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者を障害種類別で見ると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害となっています。

増減についてみると、内部障害が最も増加しており、視覚障害、肢体不自由は減少傾向となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）】



【身体障害者手帳所持者数（障害種類別）】

（単位：人）

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	増減率(%) (H29/26)
視覚障害	501	495	482	480	479	485	471	-1.9
聴覚・平衡機能障害	485	490	485	494	513	521	516	4.5
音声・言語・そしゃく機能障害	155	153	151	148	157	167	157	6.1
肢体不自由	4,787	4,816	4,870	4,953	4,976	4,955	4,910	-0.9
内部障害	1,653	1,658	1,688	1,733	1,788	1,823	1,863	7.5
合計	7,581	7,612	7,676	7,808	7,913	7,951	7,917	1.4

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

注）複数の障害がある方がいるので、合計は手帳所持者数と一致しない。

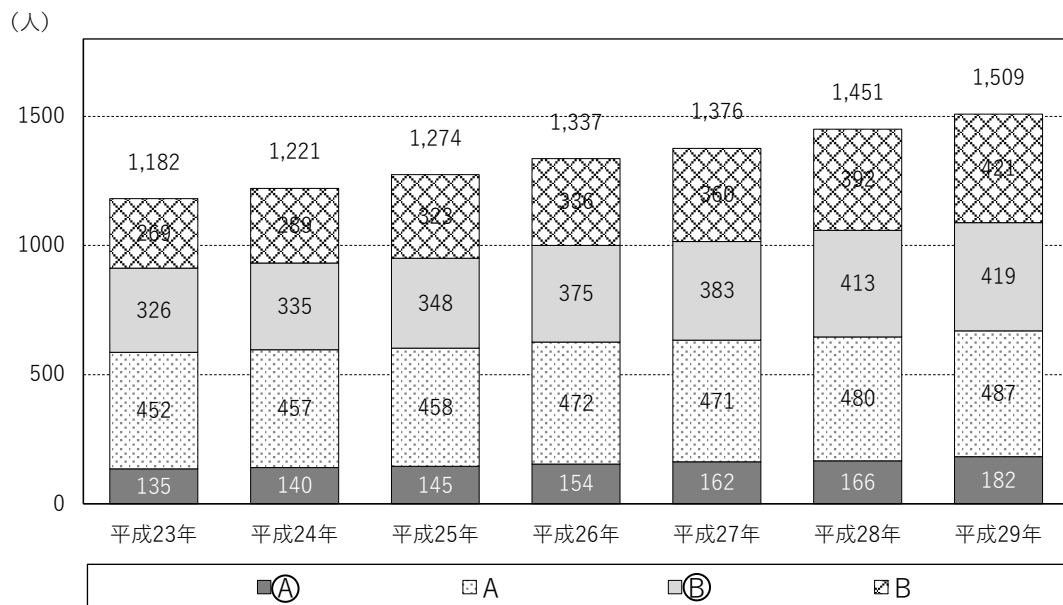
(2) 知的障害者数の推移

療育手帳所持者を障害程度別にみると、Aが最も多く、次いでBとなっています。

平成29年でみると、①とAを合わせた数は669人で44.3%を占めています。

いずれの等級も増加しており、特にBの増加割合が高くなっており、平成26年から29年にかけて25.3%増加しています。

【療育手帳所持者の推移（障害程度別）】



【療育手帳所持者数（障害程度別）】

(単位：人)

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	増減率(%) (H29/26)
①	135	140	145	154	162	166	182	18.2
A	452	457	458	472	471	480	487	3.2
②	326	335	348	375	383	413	419	11.7
B	269	289	323	336	360	392	421	25.3
合計	1,182	1,221	1,274	1,337	1,376	1,451	1,509	12.9

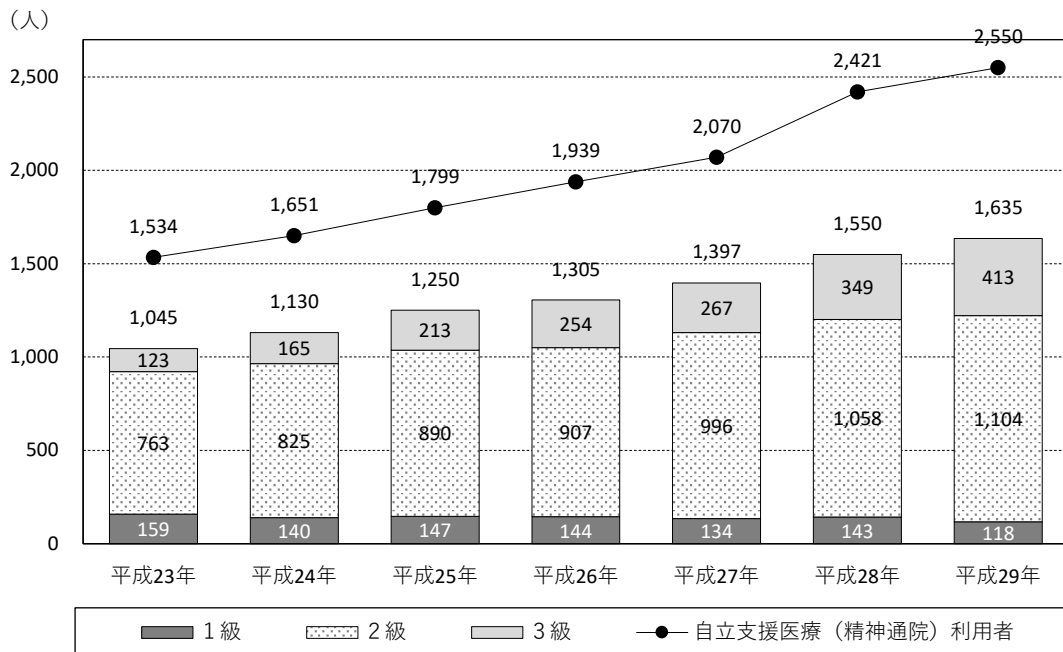
資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

(3) 精神障害者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、2 級が最も多く、次いで 3 級となっています。平成 29 年でみると、2 級と 3 級を合わせた数は 1,517 人で 92.8%を占めています。1 級は減少しましたが、2 級、3 級は増加傾向で推移しており、特に 3 級の増加率が高く、平成 26 年から 29 年にかけて 62.6%増加しています。

自立支援医療利用者は、平成 29 年は 2,550 人で、平成 26 年から 29 年にかけて 31.5%増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）】

(単位：人)

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	増減率(%) (H29/26)
1 級	159	140	147	144	134	143	118	-18.1
2 級	763	825	890	907	996	1,058	1,104	21.7
3 級	123	165	213	254	267	349	413	62.6
合計	1,045	1,130	1,250	1,305	1,397	1,550	1,635	25.3
自立支援医療 (精神通院) 利用者	1,534	1,651	1,799	1,939	2,070	2,421	2,550	31.5

資料：障害福祉課（各年 4 月 1 日現在）

③ 障害福祉サービス等の利用状況(第4期障害福祉計画実施状況)

(1) 第4期障害福祉計画の目標値

項目		単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 目標	平成 28 年度 進捗率
1	施設入所者の削減	人	0	- 1	8	-12.5%
2	施設入所者の地域生活への移行 (累計)	人	5	5	23	21.7%
3	地域生活支援拠点数	か所	0	0	1	0.0%
4	福祉施設利用者の一般就労移行 者数	人	15	17	25	68.0%
5	就労移行支援事業の利用者数	人	43	52	56	92.9%
6	就労移行率3割以上の就労移行 支援事業所数	か所	1	3	5	60.0%

【分析・評価】

- 施設入所者数は、平成 28 年度実績で 191 人となっており、基準値となる平成 25 年度実績の 190 人と比較して、1 人の増加となっています。退所により入所者数が減少しても、待機者の入所により、入所者数が減っていない状況です。
- 施設入所者の地域移行は、平成 28 年度実績で2年間の累計で5人となっており、計画目標を大きく下回っています。退所後の地域生活を支えるサービス提供が可能な環境整備が求められます。
- 地域生活支援拠点の整備は、平成 28 年度までの実績は0か所ですが、平成 32 年度末までに、面的体制を整備する予定です。
- 一般就労移行者数は、平成 28 年度実績で 17 人と平成 29 年度目標の 68.0%となっています。
- 就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度実績で 52 人であり、計画目標をほぼ達成しています。
- 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数は、平成 28 年度実績で3事業所で、平成 29 年度目標の達成率は 60.0%となっています。

(2) 障害福祉サービスの利用状況

	項目	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 目標	平成 28 年度 進捗率
1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	人/月	261	293	255	114.9%
		時間/月	5,438	5,520	6,039	91.4%
2	生活介護	人/月	533	527	447	117.9%
		人日/月	8,539	8,553	8,493	100.7%
3	自立訓練（機能訓練）	人/月	2	4	5	80.0%
		人日/月	43	65	90	72.2%
4	自立訓練（生活訓練）	人/月	18	18	12	150.0%
		人日/月	135	71	71	100.0%
5	就労移行支援	人/月	43	52	56	92.9%
		人日/月	787	932	1,047	89.0%
6	就労継続支援 A 型	人/月	77	74	99	74.7%
		人日/月	1,667	1,603	1,950	82.2%
7	就労継続支援 B 型	人/月	253	268	280	95.7%
		人日/月	4,257	4,431	4,732	93.6%
8	療養介護	人/月	32	31	39	79.5%
		人日/月	983	961	1,112	86.4%
9	短期入所（福祉型）	人/月	59	85	76	111.8%
		人日/月	236	380	319	119.1%
10	短期入所（医療型）	人/月	14	16	24	66.7%
		人日/月	46	44	142	31.0%
11	共同生活援助	人/月	104	101	114	88.6%
12	施設入所支援	人/月	190	191	182	104.9%
13	計画相談支援	人/月	156	165	89	185.4%
14	地域移行支援	人/月	0	1	4	25.0%
15	地域定着支援	人/月	9	8	6	133.3%

(3) 地域生活支援事業（必須事業）の利用状況

	項目	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 目標	平成 28 年度 進捗率
1	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	－
2	自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	－
3	相談支援事業					
	障害者相談支援事業	か所	1	1	1	100.0%
	基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	－
	基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	－
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	－
4	成年後見制度利用支援事業	人/年	2	5	4	125.0%
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	－	－	－	－
6	意思疎通支援事業					
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	21	19	38	50.0%
	手話通訳者設置事業	人/月	1	1	1	100.0%
7	日常生活用具給付等事業					
	介護・訓練支援用具	件/年	15	14	12	116.7%
	自立生活支援用具	件/年	37	27	70	38.6%
	在宅療養等支援用具	件/年	42	44	28	157.1%
	情報・意思疎通支援用具	件/年	35	42	33	127.3%
	排せつ管理支援用具	件/年	2,961	2,964	3,157	93.9%
	居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	9	3	12	25.0%
8	手話奉仕員養成研修事業	人/年	29	23	32	71.9%
9	移動支援事業					
	移動支援	人/月	206	196	219	89.5%
		時間/月	1,949	1,444	2,384	60.6%
10	地域活動支援センター事業	か所	4	4	4	100.0%
		人/月	322	266	143	186.0%

(4) 地域生活支援事業（任意事業）の利用状況

	項目	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 目標	平成 28 年度 進捗率
1 日常生活支援						
	福祉ホーム事業	か所	1	1	1	100.0%
		人/月	8	8	8	100.0%
	訪問入浴サービス事業	か所	2	2	3	66.7%
		人/年	9	8	10	80.0%
	生活訓練事業	か所	1	1	1	100.0%
		人/年	53	56	45	124.4%
	日中一時支援事業	人/月	97	32	108	29.6%
		人日/月	690	212	637	33.3%
2 社会参加支援						
	スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	か所	3	3	3	100.0%
		人/年	170	156	179	87.2%
	点字・声の広報等発行事業	か所	2	2	2	100.0%
		人/年	30	28	39	71.8%
	奉仕員養成事業	か所	1	1	1	100.0%
		人/年	0	5	13	38.5%
	自動車運転免許取得費給付事業	件/年	1	0	2	0.0%
	自動車改造費給付事業	件/年	4	6	7	85.7%
3 権利擁護支援						
	障害者虐待防止対策支援	実施の有無	実施	実施	実施	－
4 就業・就労支援						
	知的障害者職親委託制度	か所	1	1	1	100.0%
		人/年	16	16	16	100.0%

(5) 障害児通所支援サービス等の利用状況

	項目	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 目標	平成 28 年度 進捗率
1	障害児通所支援					
	児童発達支援	人/月	243	276	205	134.6%
		人日/月	1,083	1,316	902	145.9%
	医療型児童発達支援	人/月	12	13	10	130.0%
		人日/月	139	154	109	141.3%
	放課後等デイサービス	人/月	529	720	372	193.5%
		人日/月	1,885	2,989	1,079	277.0%
	保育所等訪問支援	人/月	2	3	4	75.0%
		人日/月	2	3	8	37.5%
2	障害児相談支援					
	障害児相談支援	人/月	61	74	55	134.5%

第3章 計画の目標

第3章 計画の目標

① 計画の基本的な考え方

次の5点を基本的な考え方として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進し、東広島市障害者計画の基本理念「地域共生のまちづくり」の実現を目指します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等及び障害児とし、障害種別によらない一元的なサービスを実施します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援、就労定着支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、今後、障害者等の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の障害者やその家族が安心して生活できるよう、地域生活支援拠点の整備、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、地域全体で支えるシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

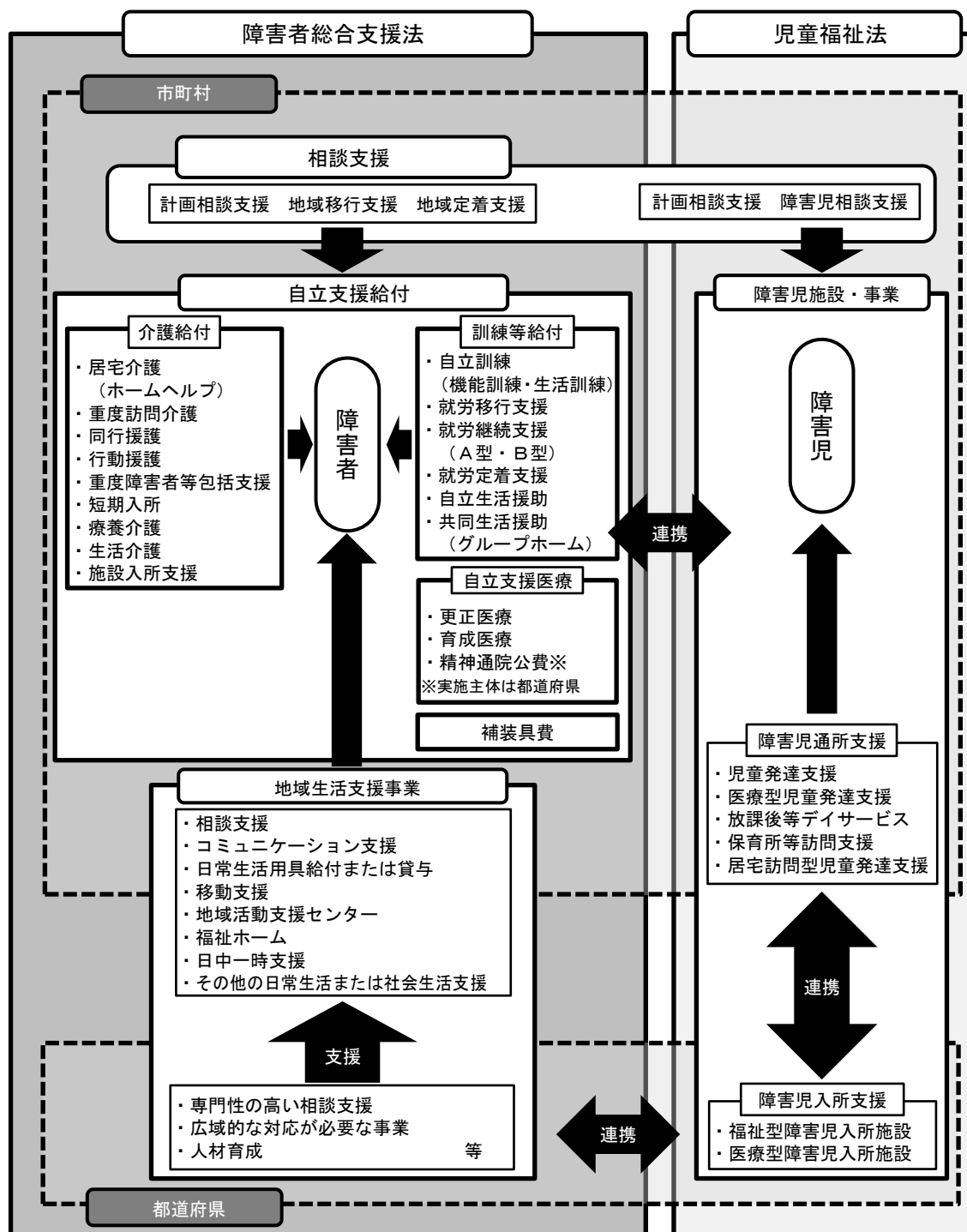
全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、地域の実情に応じ、制度の縦割りを超えて柔軟にサービスを確保する等の取組、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取

組等を計画的に推進します。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児の健やかな育成を支援するため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援など、提供体制の計画的な構築を推進します。

【障害者・障害児をめぐるサービス提供体制】



② 成果目標の設定

成果目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針では、施設入所からの地域生活移行者数や福祉施設から一般就労への移行者数などの成果目標を設定することが求められています。この成果目標は、国が定める指針に即して、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。本市においても、これまでの障害福祉施策の進捗状況等を踏まえ、成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で平成 32 年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

国の基本指針においては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行し、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本としていますが、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や施設入所待ちの障害者が多い本市の実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者数 (A)	191 人	基準値
平成 32 年度末の施設入所者数 (B)	189 人	平成 32 年度末時点の利用人員の見込み
【目標値】 平成 32 年度末の削減見込者数 (A - B)	2 人	国の基本指針及び過去の実績等を踏まえ、平成 28 年度末時点の施設入所者数 (191 人) の 1%である 2 人を施設入所者数の削減数として設定
【目標値】 平成 32 年度末の地域生活移行者数 (累計)	8 人	国の基本指針及び過去の実績等を踏まえ、平成 28 年度末時点の施設入所者 (191 人) の 4.2%である 8 人を地域生活へ移行する者として設定

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針を踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを実現できる環境整備を進める観点から、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、平成 32 年度末までに、地域での保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定に当たっての考え方
【目標値】 平成 32 年度末までに 保健・医療・福祉関係者 による協議の場を設置	可	国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の自立支援の観点から、今後、障害者等の高齢化、重度化、「親亡き後」を想定して、入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりを進める必要があります。

国の基本指針では当該目標値の設定にあたって、平成 32 年度末までに、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備することを基本としています。

本市においては、平成 29 年 4 月から東広島市自立支援協議会において課題別会議を設置して関係者による協議を行っており、平成 32 年度末までに地域生活支援拠点等（ネットワーク）を整備し、これを維持していくことを目標とします。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
【目標値】 平成 32 年度末の 地域生活支援拠点等の数	1 か所	国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに設置予定の地域生活支援拠点等 1 か所を整備し、維持する。 (地域生活支援拠点：東広島市においては、面的な整備として、相談受付、緊急時等の受入れ、一人暮らし・グループホームへの入居等体験の機会及び場の確保など、地域の障害者を支える様々な資源（支援）を結び付けるネットワーク体制とする。)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業等^{※1}を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針においては、当該目標値の設定にあたって、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本としており、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本市の実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成 28 年度の 一般就労移行者数	17 人	基準値（平成 28 年度の 1 年間に福祉施設から一般就労に移行した者の数）
【目標値】 平成 32 年度の 一般就労移行者数	20 人	国の基本指針、過去の実績等を踏まえ、平成 28 年度の一般就労への移行実績（17 人）の 1.2 倍の 20 人を就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数として設定

※1 生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・就労継続支援（A・B型）を行う事業をいう。

②就労移行支援事業^{※2}の利用者数

国の基本指針では、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを基本としており、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本市の実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成 28 年度末の 就労移行支援事業利用者数	52 人	基準値
【目標値】 平成 32 年度末の 就労移行支援事業利用者数	58 人	国の基本指針、過去の実績等を踏まえ、平成 28 年度末における利用者数（52 人）の 1 割以上増加の 58 人を就労移行支援事業の利用者数として設定

※2 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

③就労移行支援事業所ごとの就労移行の割合

国の基本指針では、平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所の割合を全体の 5 割以上とすることを基本としており、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本市の実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成 32 年度末の 就労移行支援事業所数	8 か所	平成 32 年度末時点の就労移行支援事業所の見込み
【目標値】 平成 32 年度末の 就労移行率 3 割以上の 就労移行支援事業所	3 か所	国の基本指針、過去の実績等を踏まえ、平成 32 年度末において就労移行率 3 割以上の事業所が 3 か所（37.5%）と設定

④就労定着支援事業開始後の定着率

国の基本指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本としており、本市においても、この指針どおり、目標値を設定します。

【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
【目標値】 平成 30 年度中に新規で就労 定着支援事業を利用した者の 内、平成 31 年度末において支 援を開始した時点から 1 年後 の職場定着率	8 割以上	国の基本指針を踏まえ、平成 31 年度末において支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上と設定
【目標値】 平成 31 年度中に新規で就労 定着支援事業を利用した者の 内、平成 32 年度末において支 援を開始した時点から 1 年後 の職場定着率	8 割以上	国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末において支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上と設定

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（第1期障害児福祉計画成果目標）

障害児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

国の基本指針では、平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保すること、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児支援のための協議の場を設けることが求められています。本市においては、国の基本指針を踏まえ、各種体制の構築を目標とします。

【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定に当たっての考え方
【目標値】 平成32年度末の 児童発達支援センター数	1か所	国の基本指針を踏まえ、平成32年度末までに児童発達支援センター1か所を設置する。 （児童発達支援センター：地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設）
【目標値】 平成32年度末までに 保育所等訪問支援を利用 できる体制を構築	可	国の基本指針を踏まえ、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
【目標値】 平成32年度末の 主に重症心身障害児を 支援する児童発達支援 事業所及び放課後等 デイサービス事業所数	各1か所	国の基本指針を踏まえ、平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1か所設置する。
【目標値】 平成30年度末までに 医療的ケア児支援の協議 の場を設置	可	国の基本指針を踏まえ、平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。

第4章 福祉サービス等の見込量

第4章 福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス概要

サービス名	概要
居宅介護	居宅において、ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の行動障害がある常時介護を必要とする障害者に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている障害者等が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【現状と課題】

- 訪問系サービスは、全体的に増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。
アンケートにおいても、利用希望の割合が利用状況と比較して高くなっています。
- アンケート調査によると、「一部介助が必要」もしくは「全部介助が必要」と回答した人の割合は約6割となっており、介助者は「父母・祖父母・兄弟姉妹」が4割超となっています。また、介助者自身の健康状態について「よくない」と回答した人は約8%となっており、介助者の高齢化とともに訪問系サービスのニーズは高まることが予測されます。
- 居宅介護の利用は、増加傾向で推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込んでいますが、サービス提供事業者数の増加が利用者数の増加ほど見込めないことが課題となっています。
- 重度訪問介護は平成28年度に大きく減少しましたが、今後の利用は横ばいになると見込まれます。
- 同行援護については、概ね横ばいで推移しており、今後も大きく変わらないものと見込まれます。

- 行動援護については、増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。
- 重度障害者等包括支援については、対象者が限られることと、1つの事業所で複数のサービスを包括的に提供できる事業所が、市内や近隣市町にないことから実績がありません。

【訪問系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系サービス 合計	人/月	261	293	314	336	358	381
	時間/月	5,438	5,520	5,846	6,176	6,507	6,858
居宅介護	人/月	171	196	204	213	222	232
	時間/月	3,640	4,217	4,243	4,430	4,618	4,826
重度訪問介護	人/月	9	4	4	4	4	4
	時間/月	979	403	413	413	413	413
同行援護	人/月	6	7	7	7	7	7
	時間/月	77	92	101	101	101	101
行動援護	人/月	75	86	99	112	125	138
	時間/月	742	808	1,089	1,232	1,375	1,518
重度障害者 等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

注) 平成 29 年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 訪問系サービスの月当たりの利用者数・利用時間は、各サービスの平成 25 年度から平成 28 年度までの利用実績をもとに算出しています。
- ただし、重度訪問介護及び同行援護の利用者数は平成 28 年度の実績値で推移すると見込んで算出しています。
- 各サービスの 1 人当たりの平均利用時間は、次のとおりです。

サービス	平均利用時間（月）
居宅介護	20.8 時間
重度訪問介護	103.2 時間
同行援護	14.4 時間
行動援護	11.0 時間

- 重度障害者等包括支援は今まで利用実績がなく、市内・近隣市町に事業所がないため、当面利用がないと見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

- 安定したサービス提供ができるよう、サービス提供従事者の確保が必要です。広島県と連携して各種研修会等の情報をサービス提供事業所等に提供します。
- サービスの量的な確保だけでなく、質の向上のため、ホームヘルパーのスキルアップのための事業を実施します。また、自立支援協議会のヘルパー支援部会において、情報の共有やスキルアップを図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス概要

サービス名	概要
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障害者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A 型）	一般企業等での就労が困難な障害者に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B 型）	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な障害者に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をします。
短期入所	自宅で介護をする人の病気等により一時的に介護を受けることが困難になったとき、短期間、夜間も含め施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【現状と課題】

- 生活介護は、サービス利用者数、利用量はほぼ横ばいで推移しており、アンケート調査における今後の利用希望が 14.5%と比較的高いものの、事業所の増加が見込めないことから、平成 30 年度以降も横ばいで推移することが予想されます。
- 自立訓練（機能訓練）は、平成 27 年度以降利用者数は、増加後は横ばいで推移しており、平成 30 年度以降も同様の傾向が続くと見込まれます。
- 自立訓練（生活訓練）は、平成 27 年度以降、横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。
- 就労移行支援は、平成 26 年度以降、利用者数が微増傾向で推移していることから、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。
- 就労継続支援 A 型、B 型ともに、平成 25 年度以降、増加傾向で推移して

います。アンケート調査によると、今後収入を得る仕事をしたい人が30.2%、職業訓練を受けたい人が17.1%となっています。また、「障害者の就労支援として必要なこと」については、「企業ニーズにあった就労訓練」との回答が、18歳未満で36.1%、18～29歳で22.2%、30～39歳で20.3%となっています。このことから、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。

- 療養介護は、平成25年度以降横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。
- 短期入所は、緩やかな増加傾向で推移しています。アンケート調査においても、介助者の健康状態が「よくない」と回答した人が8.3%となっています。今後は、施設入所者の地域生活への移行が進むことに伴い、よりニーズが高まるものと見込まれますが、事業所数が増加しないことから、利用者数は微増と見込まれます。
- 日中活動系サービス全体では、利用実績は伸びており、アンケート調査においても、利用を希望する人の割合が高くなっています。施設入所者の地域移行を進めていくためには、日中活動系サービスの提供体制の整備が必要です。

【日中活動系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人/月	533	527	527	527	527	527
	人日/月	8,539	8,553	9,275	9,275	9,275	9,275
自立訓練 (機能訓練)	人/月	2	4	4	4	4	4
	人日/月	43	65	67	67	67	67
自立訓練 (生活訓練)	人/月	18	18	18	18	18	18
	人日/月	135	71	101	101	101	101
就労移行支援	人/月	43	52	53	55	57	58
	人日/月	787	932	965	1,001	1,037	1,056
就労継続支援 (A型)	人/月	77	74	78	82	87	92
	人日/月	1,667	1,603	1,669	1,755	1,862	1,969
就労継続支援 (B型)	人/月	253	268	297	328	364	402
	人日/月	4,257	4,431	4,930	5,445	6,042	6,673
就労定着支援	人/月	-	-	-	2	5	10
	人日/月	-	-	-	46	115	230
療養介護	人/月	32	31	31	31	31	31
	人日/月	983	961	952	952	952	952
短期入所 (福祉型)	人/月	59	85	88	90	93	96
	人日/月	236	380	343	351	363	374
短期入所 (医療型)	人/月	14	16	16	16	16	16
	人日/月	46	44	48	48	48	48

注) 平成29年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 日中活動系サービスの月当たりの利用者数・利用日数は、各サービスの平成 25 年度から平成 28 年度までの利用実績をもとに算出しています。
- ただし、就労継続支援（A 型・B 型）及び短期入所（福祉型）は、事業所数の動向も勘案しています。また、生活介護及び自立訓練（機能訓練・生活訓練）、療養介護、短期入所（医療型）は平成 28 年度の実績値で推移すると見込んで算出しています。
- 就労移行支援の利用者数は、成果目標「就労移行支援事業の利用者数」の数値と整合を図っており、平成 32 年度目標値に向け、段階的な増加を見込んでいます。
- 就労定着支援は一般就労へ移行した方の利用が見込まれることから、平成 26 年度から平成 28 年度までの一般就労移行者の実績及び事業所数の見込を勘案して算出しています。
- 各サービスの 1 人当たりの平均利用日数は、次のとおりです。

サービス	平均利用日数（月）
生活介護	17.6 日
自立訓練（機能訓練）	16.8 日
自立訓練（生活訓練）	5.6 日
就労移行支援	18.2 日
就労継続支援（A 型）	21.4 日
就労継続支援（B 型）	16.6 日
療養介護	30.7 日
短期入所（福祉型）	3.9 日
短期入所（医療型）	3.0 日

【見込量の確保の方策】

- 東広島市自立支援協議会等を通じて、日中活動系サービスのニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や施策の検討を行います。
- 市内企業等を対象に障害者雇用の理解を深めるための意識啓発を行います。また、広島県、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障害者雇用を促進するための情報提供に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターや特別支援学校等教育機関など関係機関と連携を図るとともに、障害者相談支援センターにおける就労相談や就労体験実習等により、障害者の就労促進を図ります。
- 就労定着支援は、一般就労に移行した方が職場に長く定着できるよう、サービス提供事業者と連携して、サービスの啓発や利用促進に努めます。

- 短期入所は、家族介護の負担軽減や自宅で介護する人が病気の場合などに重要なサービスであることから、事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行います。

(3) 居住系サービス

サービス概要

サービス名	概要
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障害者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、日常生活上の援助を行うとともに、利用者のニーズに応じて、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

【現状と課題】

- 共同生活援助の利用者数は、施設定員の関係から、ほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向が続くと見込まれます。
- 施設入所支援は、施設の入所定員の関係から、横ばいで推移しています。一方、施設入所待機者も多く、アンケートにおいても「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」人の5割以上が「今のまま生活したい」と希望している状況から、大幅な減少は難しい状況です。
- 一方、「家族と一緒に生活したい」「グループホームなどを利用したい」「一般の住宅で一人暮らしをしたい」といった地域で生活することを望まれる人が合わせて2割以上となっています。
- アンケート調査によると、地域移行を進めていくためには、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」「地域の医療機関、地域援助事業者、行政、住民組織等の連携体制の充実」「障害者に適した住居の確保」「相談対応等の充実」「地域住民等の理解」「経済的な負担の軽減」と回答した人の割合がすべて3割以上となっており、地域で生活するための課題が多岐にわたっていると考えられます。地域移行を推進するためには、地域生活を支える様々な施策や社会的資源の確保が大きな課題となっています。

【居住系サービスの見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人/月	-	-	-	2	2	2
共同生活援助	人/月	104	101	101	101	101	101
施設入所支援	人/月	190	191	191	190	190	189

注) 平成 29 年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 自立生活援助は地域生活へ移行した方の利用が見込まれることから、平成 25 年度から平成 28 年度までの地域生活移行者の実績を勘案して算出しています。
- 共同生活援助の利用者数は、平成 29 年度の推計値で推移すると見込んでいます。
- 施設入所支援の利用者数は、成果目標「福祉施設入所者数の削減」の数値と整合を図っており、平成 32 年度目標値に向け、微減を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

- 自立生活援助については、社会福祉法人等に対して適切な情報提供を行うなどしながら、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
- 社会福祉法人等へグループホームの整備を働きかけ、情報提供を行います。
- 施設入所支援については、新規入所時に関係機関等によるケア会議を行い、地域移行の視点を踏まえた適切な支援を行います。

(4) 相談支援

サービス概要

サービス名	概要
計画相談支援	サービス等を利用するための計画の作成、作成した計画の検証、見直しを行います。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する障害者に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院等により単身での生活に移行した障害者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【現状と課題】

- 計画相談支援については、原則としてすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画の作成対象となり、利用者は増加しています。今後も継続して計画を安定して作成できる体制の確保に努めていく必要があります。
- 地域移行支援・地域定着支援については、利用者が横ばい傾向ですが、今後、入院中の精神障害者や施設入所者からの地域移行が進むことが予想されます。
- アンケート調査において、「計画相談支援」は、利用希望が17.1%と最も高くなっています。また、地域で生活するために必要な支援として「相談対応等の充実」と回答した人の割合が38.5%となっています。

【相談支援等の見込量】

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人/月	156	165	170	175	180	185
地域移行支援	人/月	0	1	1	2	3	4
地域定着支援	人/月	9	8	9	10	11	12

注) 平成29年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 計画相談支援は、平成28年度の実績値をもとに、将来の利用見込等を勘案して、増加を見込んでいます。

- 地域移行支援及び地域定着支援は、入院中の精神障害者や施設入所者からの地域移行分を勘案して、増加を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

- サービス等利用計画においては、利用者の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう配慮して策定するとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。
- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の充実のため、基幹相談支援センターや自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において情報や方法の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。

2 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施することで障害者等の福祉の増進を図るとともに、すべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(1) 必須事業

事業概要

事業名	概要
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害者等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害者等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障害者等の地域における生活支援を促進します。

【現状と課題】

- アンケート調査によると、「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答した人の割合は23.9%、「少しある」が23.6%となっています。本市においては、障害者等への理解を促進するため、講演会や研修会を開催していますが、今後も継続した取組が必要です。
- 自発的活動支援事業は、障害児が夏休みにプールに入れるようボランティアが支援する「プールボランティア活動支援事業」、仲間と話し合い、自立のための活動等を行う「本人活動支援事業」を実施しています。
- 相談支援事業は、子育て・障害総合支援センター（はあとふる）を基幹相談支援センターとして位置付け、総合相談・専門相談を行うとともに、権利擁護に関する普及・啓発や虐待防止センターとの連携等を行っています。また、住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行っています。今後は、相談支援事業所等との連携などにより基幹相談支援センターとしての機能の充実を図っていく必要があります。
- 成年後見制度については、知的障害・精神障害・認知症などにより判断能力の不十分な方が地域で安心して生活できるよう、（社福）東広島市社会福祉協議会が、権利擁護センターを設置し、法人後見事業と福祉サービス利用援助事業「かけはし」を行っています。アンケート調査によると、成年後見制度について「名前も内容も知らない」が34.8%と最も高くなっており、積極的な制度の周知が必要となっています。
- 成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図るものです。本市では、（社福）東広島市社会福祉協議会が平成24年2月から法人後見を実施しています。
- 意思疎通支援事業は、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施していますが、派遣登録者の確保が課題となっています。手話奉仕員養成研修事業等の充実などを図りながら派遣登録者の増加に向けた取組が必要です。
- 日常生活用具給付等事業の利用件数は、概ね横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。
- 移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等に対して外出支援を行うものですが、概ね横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。

- 地域活動支援センターは、市内にⅠ型が２か所、作業所型が１か所あり、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図っています。利用者は概ね横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。

【必須事業の見込量】

事業名	単位	実績			見込		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター設置	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	5	5	6	7	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	－	－	－	－	－	－
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/月	21	19	20	20	20	20
手話通訳者設置事業	人/月	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	15	14	16	16	16	16
自立生活支援用具	件/年	37	27	32	32	32	32
在宅療養等支援用具	件/年	42	44	44	44	44	44
情報・意思疎通支援用具	件/年	35	42	42	42	42	42
排せつ管理支援用具	件/年	2,961	2,964	3,060	3,129	3,198	3,267
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	9	3	6	6	6	6
手話奉仕員養成研修事業	人/年	29	23	26	26	26	26
移動支援事業	人/月	206	196	191	191	191	191
	時間/月	1,949	1,444	1,761	1,761	1,761	1,761
地域活動支援センター事業	か所	4	4	3	3	3	3
	人/月	322	266	294	294	294	294

注）平成 29 年度実績については、推計値を記載している。

【見込量算出の考え方】

- 地域生活支援事業の必須事業は、平成 25 年度から平成 28 年度までの実績をもとに算出しています。
- ただし、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、日常生活用具給付等事業の自立生活支援用具と居宅生活動作補助用具（住宅改修費）、手話奉仕員養成研修事業、地域活動支援センターの実利用者数は、平成 27 年度と平成 28 年度の平均値で横ばいに推移すると見込んで算出しています。また、在宅療養等支援用具及び情報・意思疎通支援用具は、平成 28 年度の実績で推移すると見込んで算出しています。

【見込量の確保の方策】

- 理解促進研修・啓発事業は、市民に対して広く障害者等への理解を深めるための講演会等、広報活動を実施します。
- 相談支援事業は、東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）を地域の相談支援拠点とし、機能の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業は、（社福）東広島市社会福祉協議会と連携して引き続き実施します。
- 意思疎通支援事業は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成研修事業の実施などにより、奉仕員の確保に努めます。また、手話通訳者養成研修などの情報提供を行うことにより、派遣事業における登録通訳者の確保に努めます。
- 日常生活用具給付等事業は、障害者等の日常生活が円滑に行われるように、必要とされる用具の給付に努めます。
- 移動支援事業は、引き続き、移動支援事業と重度障害者移動支援事業を実施します。
- 地域活動支援センター事業は、創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等障害者等の社会参加を促進するため、引き続き支援します。

(2) 任意事業

事業概要

事業名	概要
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障害者を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障害者を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
生活訓練事業	障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、日常的な生活訓練を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増進・交流等を進めるとともに、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室及び障害者スポーツ大会の開催を支援します。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音声訳により、市の広報紙や障害者等が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供します。
奉仕員養成事業	点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する研修を行います。 点訳奉仕員と朗読奉仕員養成課程を2年ずつ交代で実施します。また、点訳奉仕員は1回の受講期間が2年間となります。 (H27・28：点訳、H29：音訳、H30：音訳、H31・32：点訳)
自動車運転免許取得費給付事業・ 自動車改造費給付事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
知的障害者職親委託事業	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を育むとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ります。

【現状と課題】

- 本市では、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、様々な事業を実施しています。
- 日常生活支援、社会参加支援、就業・就労支援事業の多くは横ばいで推移しており、今後も同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【任意事業の見込量】

事業名	単位	実績			見込		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活支援							
福祉ホーム事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	8	8	8	8	8	8
訪問入浴サービス事業	か所	2	2	2	2	2	2
	人/年	9	8	9	10	11	12
生活訓練事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	53	56	55	55	55	55
日中一時支援事業	人/月	97	32	32	32	32	32
	人日/月	690	212	212	212	212	212
社会参加支援							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	か所	3	3	3	3	3	3
	人/年	170	156	156	156	156	156
点字・声の広報等発行事業	か所	2	2	2	2	2	2
	人/年	30	28	29	29	29	29
奉仕員養成事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	0	5	5	5	0	5
自動車運転免許取得費給付事業	件/年	1	0	1	1	1	1
自動車改造費給付事業	件/年	4	6	5	5	5	5
就業・就労支援							
知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	16	16	16	16	16	16

注) 平成 29 年度実績については、推計値を記載している。

【見込量算出の考え方】

- すべての事業において過去の実績をもとに算出しています。

ただし、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、平成 28 年度の人数で横ばいに推移すると見込んで算出しています。

【見込量の確保の方策】

- 日常生活支援にかかる事業については、サービス提供体制の確保に努めます。
- 社会参加支援にかかる事業については、適切な事業実施に努めるとともに、広く周知を図ります。

第5章 障害児支援の提供体制の充実 (第1期障害児福祉計画)

第5章 障害児支援の提供体制の充実 (第1期障害児福祉計画)

1 障害児福祉計画の概要

- 平成24年4月に児童福祉法の改正により、障害のある子どもが、身近な地域で支援が受けられる体制の充実を図っていくこととなっています。
- しかし、障害のある子どもを支援する地域の体制は依然として十分ではないことから、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成30年4月施行）により、市町村に対し障害児福祉計画の策定が義務づけられました。
- 本市では、国の基本指針等に従い、障害児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるよう、制度の充実を図り、障害児のライフステージに沿って関係機関が連携した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、本計画を策定します。
- 本計画では、障害児支援の提供体制の計画的な確保を目指し、成果目標及び障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量を以下のように設定します。

2 障害児福祉計画の成果目標（再掲）

障害児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

国の基本指針では、平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保すること、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児支援のための協議の場を設けることが求められています。本市においては、国の基本指針を踏まえ、各種体制の構築を目標とします。

【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定に当たっての考え方
【目標値】 平成 32 年度末の 児童発達支援センター数	1 か所	国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに児童発達支援センター 1 か所を設置する。 （児童発達支援センター：地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設）
【目標値】 平成 32 年度末の 保育所等訪問支援を利用 できる体制の構築	可	国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
【目標値】 平成 32 年度末の 主に重症心身障害児を 支援する児童発達支援 事業所及び放課後等 デイサービス事業所数	各 1 か所	国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各 1 か所設置する。
【目標値】 平成 30 年度末の 医療的ケア児支援の協議 の場の設置	可	国の基本指針を踏まえ、平成 30 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。

③ 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量

(1) 障害児通所支援

事業概要

事業名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害児の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【現状と課題】

- 障害児や発達の気になる子どもに対する支援は、身近な地域で受けることができるようにする必要がありますが、現状では、障害特性に応じた専門的な支援を行う児童発達支援の事業所が不足しています。
- 近年、出生数は横ばいですが、障害児通所支援を必要とする子どもの数は増えています。
- 発達障害は、障害の特性の現れ方が多様であり、外見では分かりにくいことから、周囲の理解、親の受容などにおいて様々な課題が生じています。早期発見、早期対応などを円滑に行うためには、専門医の診断や指導が有効な場合がありますが、市内では専門医の数が不足しています。アンケート調査によると、発達障害者における必要な支援について「専門の相談・支援機関（発達障害支援センター等）の充実」が44.3%と最も高くなっており、次いで「乳幼児から成人までの一貫した支援の援助する行政窓口」が42.2%となっています。
- アンケート調査によるサービスの利用希望は、「放課後等デイサービス」が51.3%と高くなっており、放課後や夏休み等の長期休暇中における障

害児の生活能力の向上、社会との交流の促進等、必要な支援の充実が求められています。

- 障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策や関係機関との連携を図る必要があります。

【障害児通所支援の見込量】

事業名	単位	実績			見込		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人/月	243	276	295	315	336	359
	人日/月	1,083	1,316	1,357	1,449	1,546	1,651
医療型児童発達支援	人/月	12	13	13	13	13	13
	人日/月	139	154	152	152	152	152
放課後等デイサービス	人/月	529	720	825	930	1,035	1,140
	人日/月	1,885	2,989	3,465	3,906	4,347	4,788
保育所等訪問支援	人/月	2	3	4	5	6	7
	人日/月	2	3	4	5	6	7
居宅訪問型児童発達支援	人/月	-	-	-	6	6	6
	人日/月	-	-	-	30	30	30

注) 平成 29 年度については、推計値を掲載している。

【見込量算出の考え方】

- 障害児通所支援の利用者数・利用日数は、各サービスの平成 25 年度から平成 28 年度まで、または平成 28 年度の利用実績をもとに算出しています。
- ただし、児童発達支援及び放課後等デイサービスは、事業所数の増加率も勘案しています。
- 居宅訪問型障害児通所支援は重症心身障害児が対象者であることから、平成 28 年度に重症心身障害児の利用があった児童発達支援事業所の実績を勘案して算出しています。
- 各サービスの 1 人当たりの平均利用日数は、次のとおりです。

事業名	平均利用日数（月）
児童発達支援	4.6 日
医療型児童発達支援	11.7 日
放課後等デイサービス	4.2 日
保育所等訪問支援	1.0 日

【見込量の確保の方策】

- 障害児が身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通所支援について事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行います。
- 福祉サービス利用援助、社会生活力向上支援、社会資源利用援助、専門機関紹介等を行います。
- 発達に障害のある子どもの早期発見・支援を進めるため、発達障害支援コーディネーターを「東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）」に配置し、相談支援の強化を図るとともに、保育所や幼稚園においては、巡回相談を行うほか、母子保健施策等との連携を図ります。
- 自立支援協議会の療育部会において、福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、発達障害の特性を持つ子ども等の支援について協議を行います。

(2) 障害児相談支援等

事業概要

事業名	概要
障害児相談支援	障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障害児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

【障害児相談支援等の見込量】

事業名	単位	実績			見込		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	人/月	61	74	74	74	74	74
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	—	—	—	0	1	1

注) 平成 29 年度については、推計値を掲載している。

【現状と課題】

- 障害児相談支援のニーズは高く、利用は増加傾向で推移してきましたが、サービス提供事業所の増加が見込めないことが課題となっています。

【見込量算出の考え方】

- 事業所の増加が見込まれないため、平成 28 年度の利用者と同数を見込んでいます。

【見込量の確保の方策】

- 障害児や家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるようサービス充実に向けた働きかけ等を行います。
- 基幹相談支援センターや自立支援協議会の療育部会において情報や方法の共有化を図り、障害児相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行えるよう努めます。
- 医療的ケア児に対する関連分野の連携の一層の推進については、保健、医療、障害福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進し、増加するニーズに対応できるよう努めます。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の評価と進行管理

障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進にあたっては、各事業の各年度における推進状況や達成状況等をPDCAサイクルのプロセスによる分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直しを行いながら、計画を推進します。

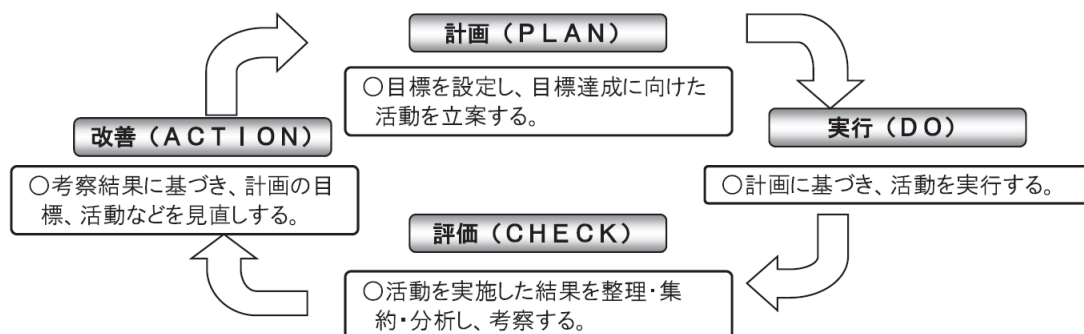
具体的な評価・進行管理は、障害者団体や関係団体、事業者や雇用・教育・保健等の行政機関並びに、障害福祉に関し学識経験のある者などで構成される「東広島市障害者計画等審議会」で行います。

PDCAサイクル

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

【PDCAサイクルのイメージ】



2 計画の推進に向けた取組

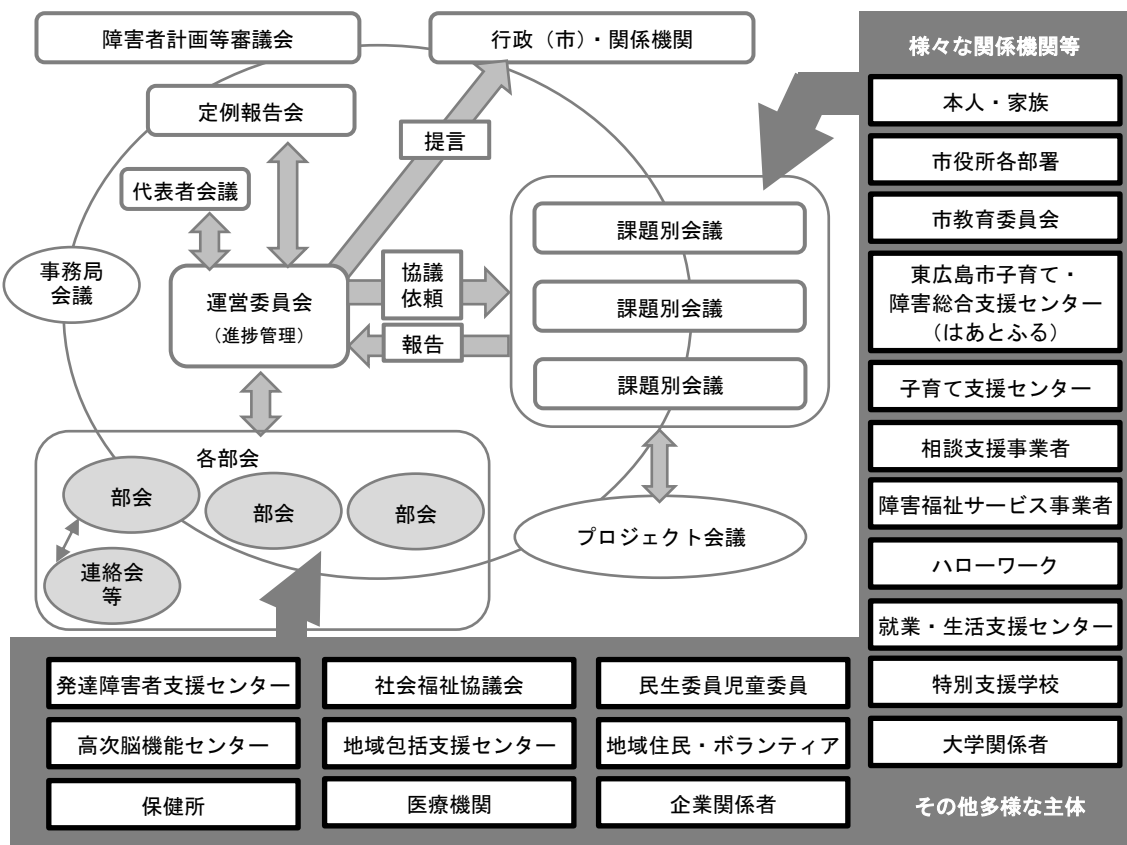
(1) 市民、事業者、行政との協働

- 本計画の施策を実施するためには、行政だけでなく、障害者等と家族、市民、事業者、関係機関、企業など地域が連携を図りながら、協働による取組を推進します。
- 「東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）」内の基幹相談支援センターは、子育て支援と障害者等の地域生活に関する支援を一体的に行う窓口や関係機関と連携する調整窓口の役割を担っており、一人ひとりが適切な支援を受けられるよう相談体制のさらなる充実を図ります。

(2) 東広島市自立支援協議会における取組との連携

- 障害のある人の自立と地域生活を支えるためには、福祉や保健分野以外の関係機関や団体との連携と幅広い協力体制が不可欠です。特に、相談支援をはじめ様々な福祉施策を効果的に実施・提供するためには、地域における障害のある人を支えるつながり（ネットワーク）が重要です。
- そこで、障害者等やその家族、事業所支援者が抱える課題、個別の課題から抽出された地域課題の共有、情報交換、情報発信、困難事例への対応の在り方に対する協議・調整、本計画の数値目標の達成に向けて具体的な協議等を行う場として「東広島市自立支援協議会」を設置しています。
- 自立支援協議会には、地域課題の検討や課題解決に向けた継続的な協議の場である「部会」や、目的や役割を明確化してゴール設定を行い、集中的に協議をする「課題別会議」等を設置し、様々な関係機関等に参加いただきながら、課題解決に取り組んでおり、今後も連携を強化しながら、本計画の推進を図ります。

東広島市自立支援協議会のネットワークイメージ



（３）計画の普及・啓発

- 本計画の推進にあたっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、計画の市民への周知を図り、地域における自主的な活動を促進していきます。

資料編

1 東広島市障害者計画等審議会規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 31 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 28 号

改正 平成 29 年 9 月 29 日規則第 49 号

（趣旨）

第1条 この規則は、東広島市附属機関の設置に関する条例（昭和 50 年東広島市条例第 34 号）第 3 条の規定に基づき、東広島市障害者計画等審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定に基づく障害者計画の策定、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく障害福祉計画の策定及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく障害児福祉計画の策定並びにこれらの計画の実施に関する重要な事項を審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び関係団体の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3 年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって、これを定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

2 東広島市障害者計画等審議会名簿

区 分	所 属	氏名	備考
1 学識経験者	広島国際大学総合リハビリテーション学部	教授	石原 恵子
	広島大学大学院教育学研究科	准教授	竹林地 毅 会 長
2 関係団体	広島県立障害者リハビリテーションセンター	総合相談課長	安藤 公二
	精神障害者家族のつどいの会	副代表	市場 繁
	東広島商工連絡協議会	事務局長	井上 輝明 平成 29 年 7 月 7 日から
	東広島商工連絡協議会	事務局長	大原 一也 平成 29 年 7 月 6 日まで
	東広島ボランティア連絡協議会	会長	内山 和美
	社会福祉法人しらとり会 ワークセンターなかよし	管理者	垣尾 泰弘
	東広島市心身障害児者父母の会	会長	川本 菊江
	社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	理事長	河内 昌彦
	社会福祉法人広島県同胞援護財団西志和農園	施設長	酒井 登
	社会福祉法人東広島市社会福祉協議会	副会長	高橋 康裕 副会長
	独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター	リハビリセンター長	寺井 英一
	東広島市民生委員児童委員協議会	会長	樋原 孝昭
	社会福祉法人倫	理事長	古川 誠
	東広島市身体障害者福祉連合会	会長	松原 茂美
3 関係行政機関	広島西条公共職業安定所	所長	岩本 雄二
	広島県西部東厚生環境事務所	所長	金只 久雄
	東広島市	学校教育部長	大垣 勇人
		健康福祉部長	増田 泰二

※敬称略、関係行政機関を除き五十音順

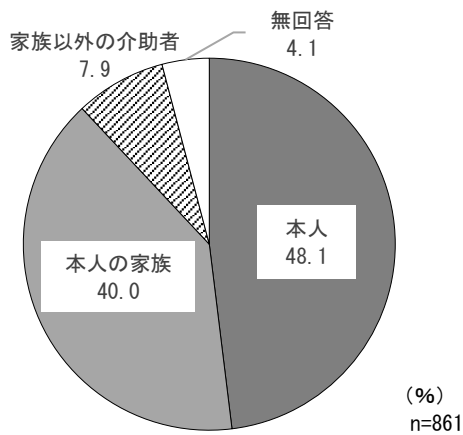
③ 計画の策定経過

開催年月日	開催概要
平成 29 年 7 月 12 日	第 1 回東広島市障害者計画等審議会開催 ・第 5 期東広島市障害福祉計画及び第 1 期東広島市障害児福祉計画の策定について（諮問） ・計画策定に係るアンケート調査の実施について
平成 29 年 8 月 17 日～ 平成 29 年 8 月 31 日	・計画策定に係るアンケート調査実施
平成 29 年 10 月 18 日	・就労に係る関係者会議開催
平成 29 年 10 月 19 日	・地域移行に係る関係者会議開催
平成 29 年 10 月 30 日	第 2 回東広島市障害者計画等審議会開催 ・計画策定に係るアンケート調査結果について ・第 5 期東広島市障害福祉計画及び第 1 期東広島市障害児福祉計画（案）について
平成 29 年 12 月 1 日～ 平成 29 年 12 月 28 日	パブリックコメント（市民意見募集）
平成 30 年 2 月 7 日	第 3 回東広島市障害者計画等審議会開催 ・パブリックコメント実施結果について ・第 5 期東広島市障害福祉計画及び第 1 期東広島市障害児福祉計画（案）について
平成 30 年 2 月 20 日	第 5 期東広島市障害福祉計画及び第 1 期東広島市障害児福祉計画について（答申）

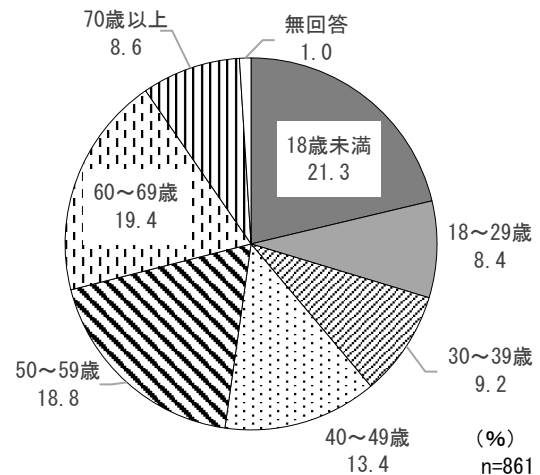
4 アンケート調査結果

(1) 回答者属性について

①回答者

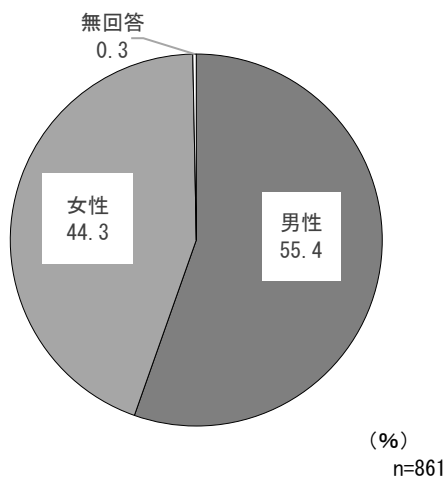


②年齢

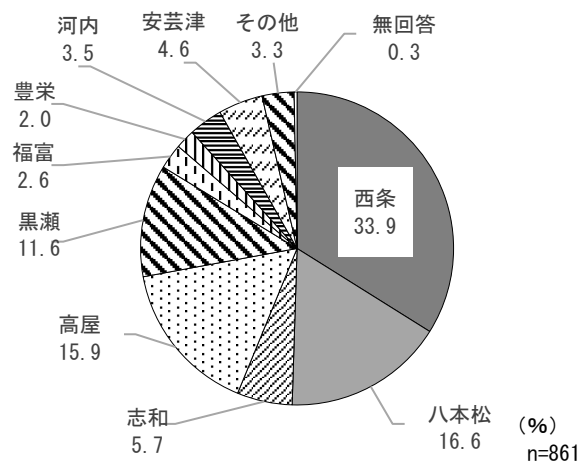


※「n=」とあるのはパーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示す（以下同様）。

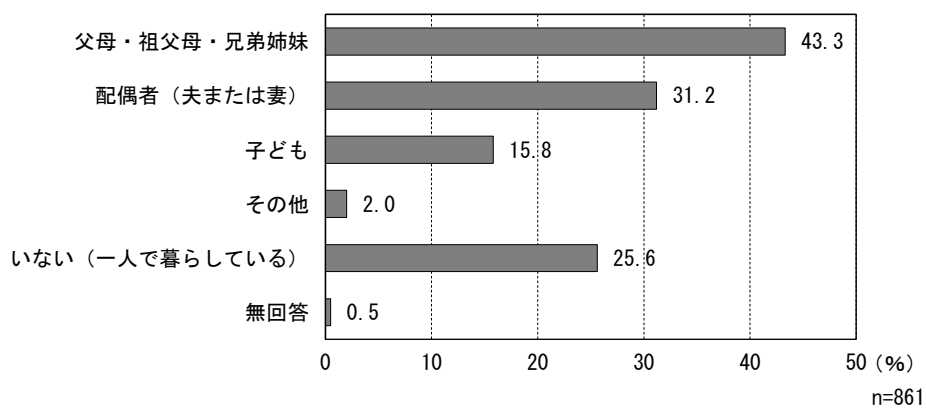
③性別



④居住地域

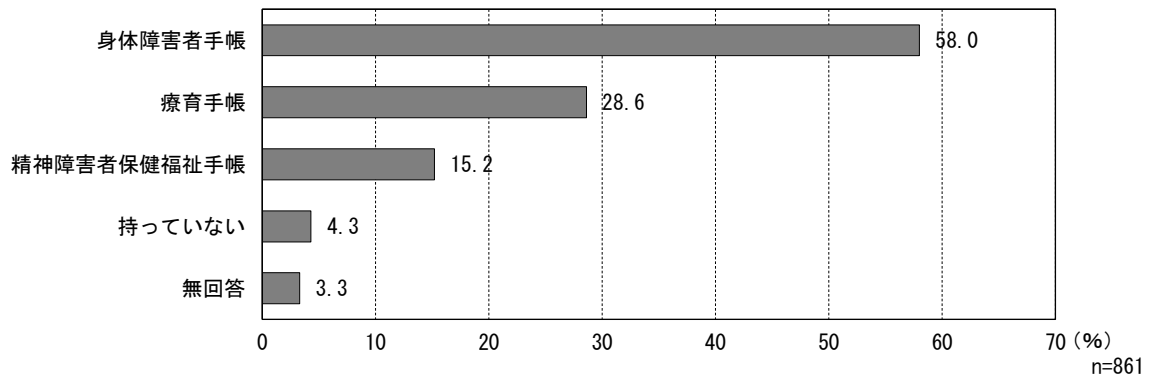


⑤一緒に暮らしている人

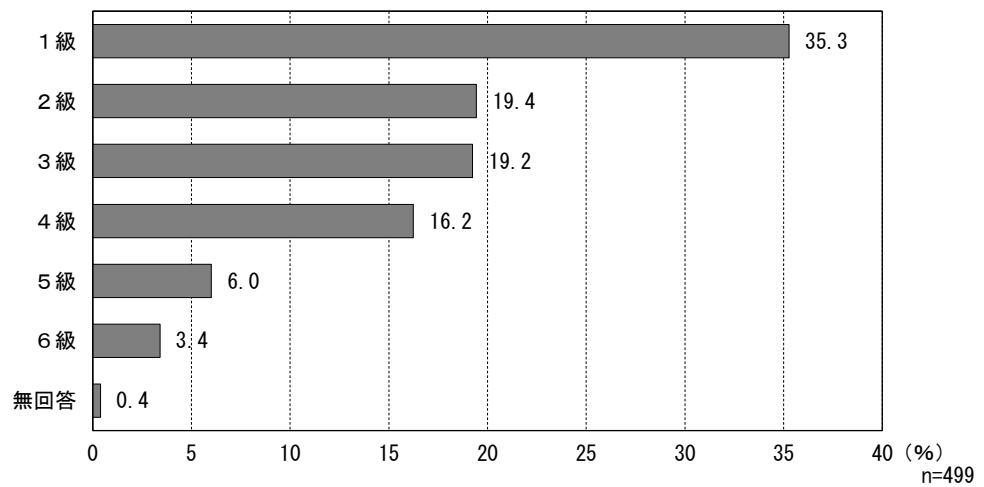


⑥障害の種類

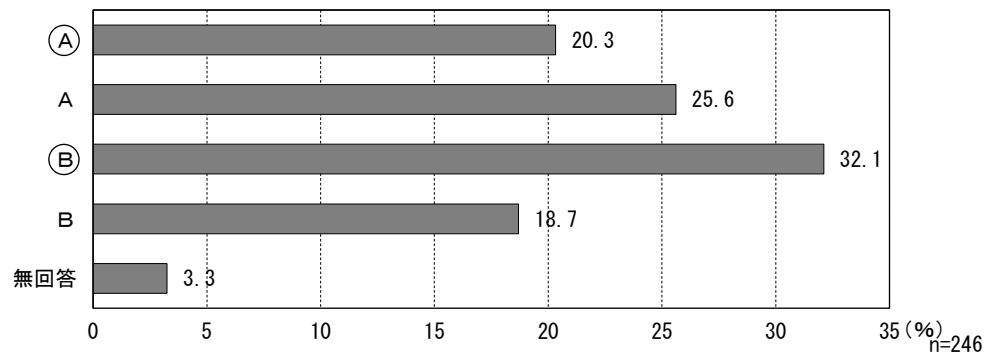
■ 所持している手帳の種類 ■ (複数回答)



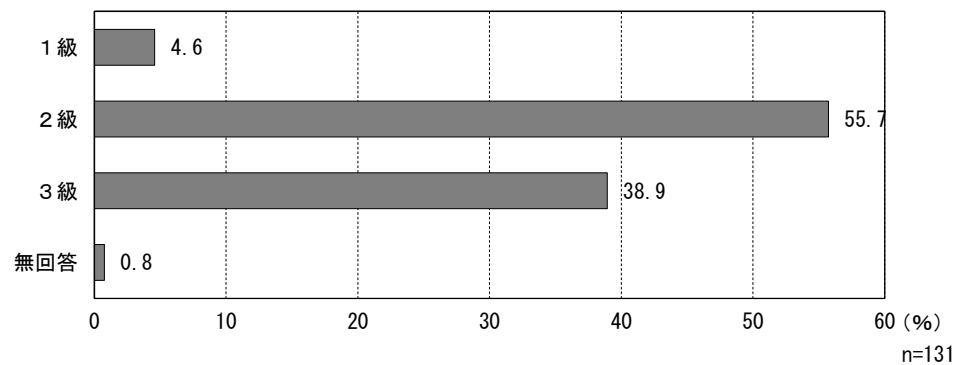
【身体障害者手帳】



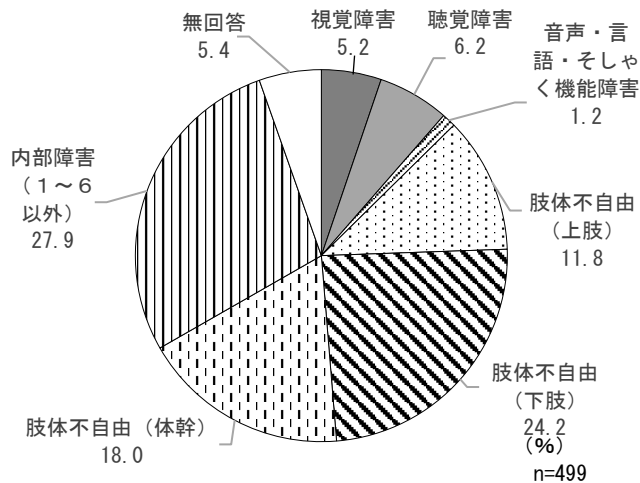
【療育手帳】



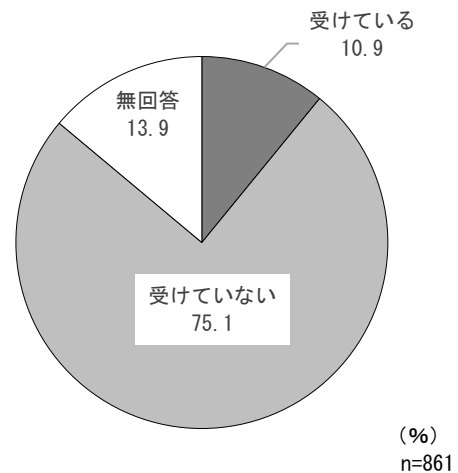
【精神障害者保健福祉手帳】



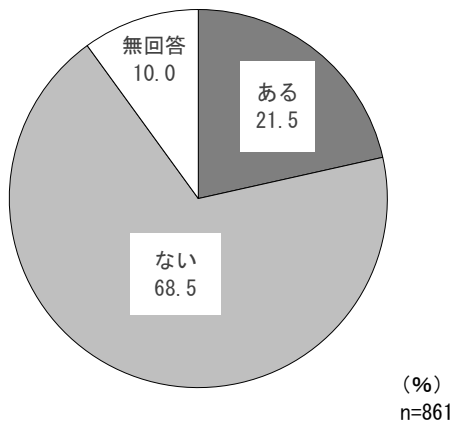
⑦身体障害者の主たる障害



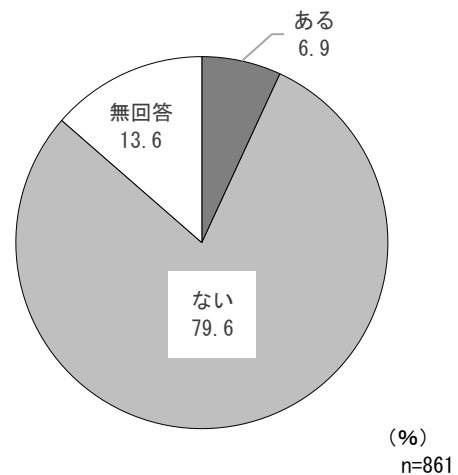
⑧難病（特定疾患）の認定の有無



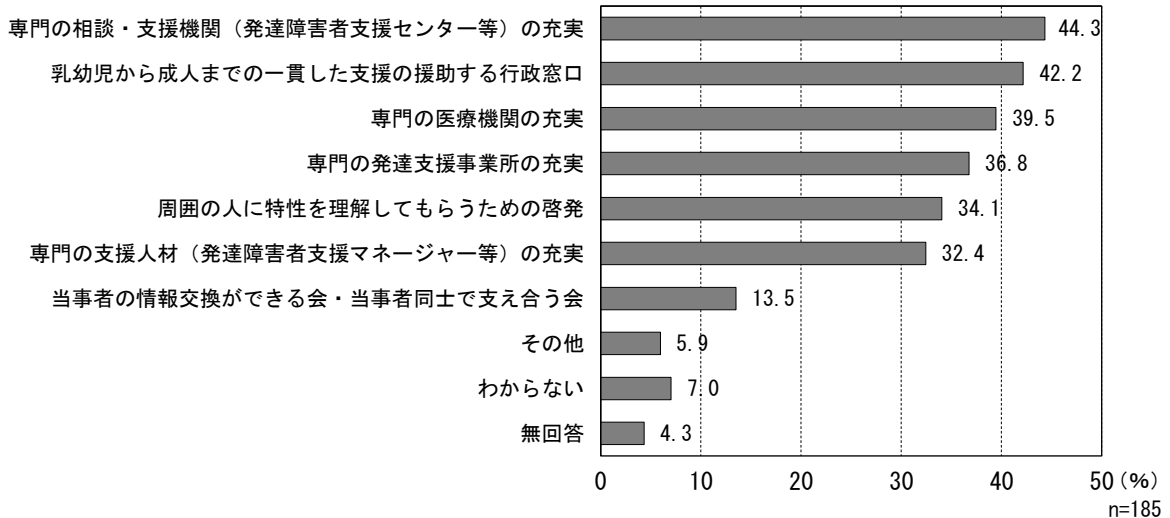
⑨発達障害の診断の有無



⑩高次脳機能障害の診断の有無



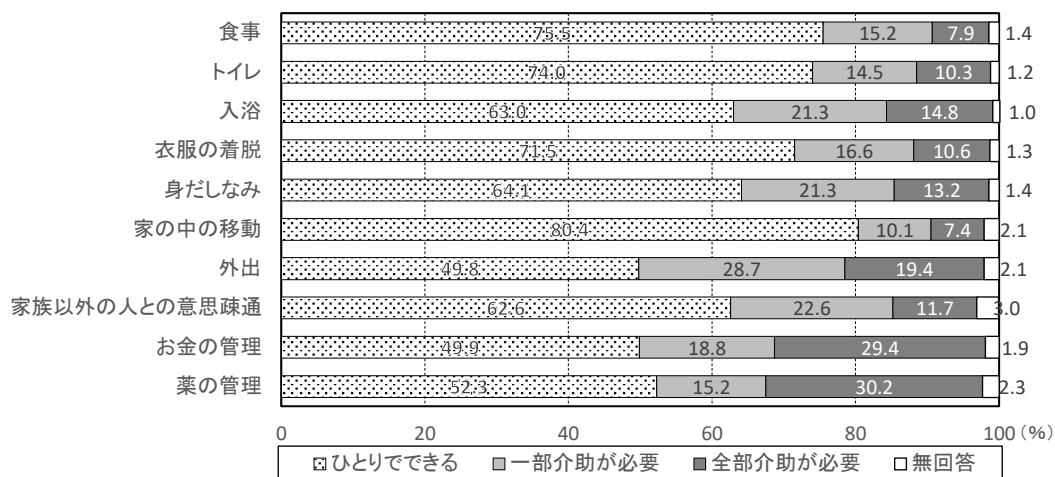
⑪発達障害者における必要な支援



(2) 介助について

①日常生活

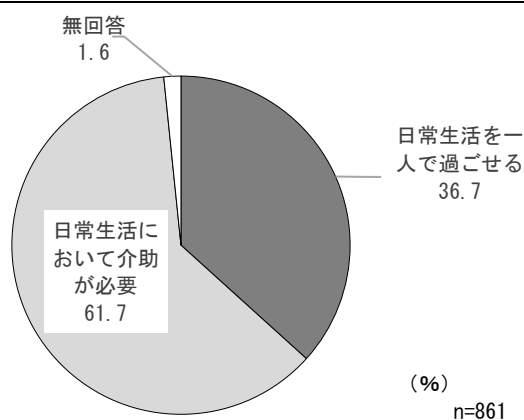
日常生活で、次のことをどのようにしていますか。(①から⑩それぞれに○を1つ)



n=861

②介助の必要性の有無

①の日常生活について、全ての項目で「ひとりできる」と回答した場合、「日常生活を一人で過ごせる」とし、1つ以上の項目で、「一部介助が必要」もしくは「全部介助が必要」と回答した場合は、「日常生活において介助が必要」とした。

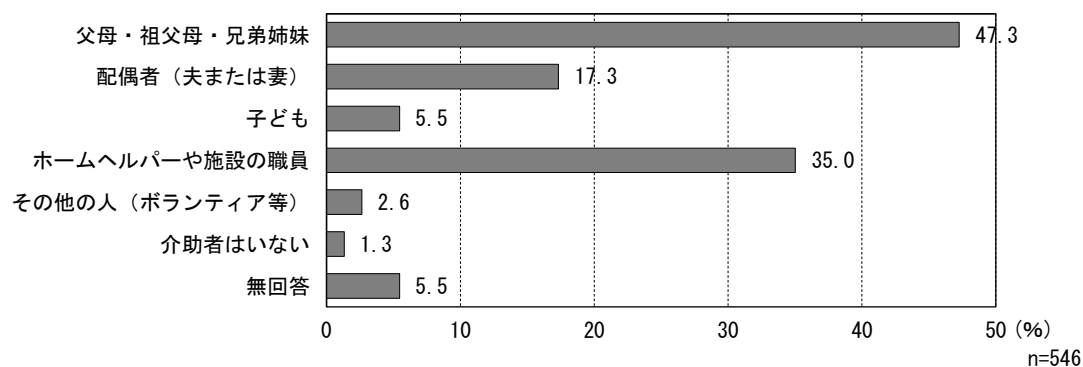


n=861

③介助してくれる人

介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

※①で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と回答した人への設問



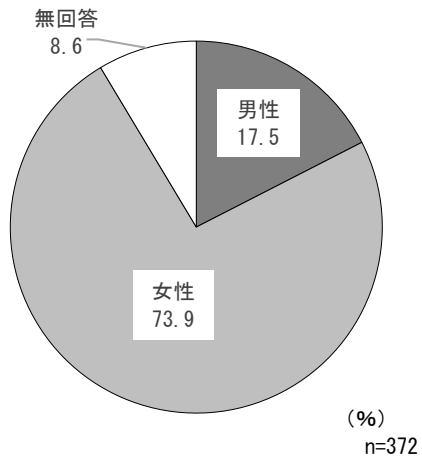
n=546

④ 介助してくれる人の状態

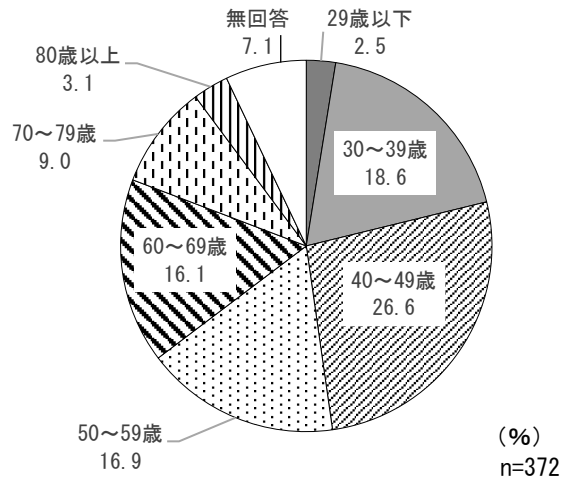
介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

※③で「父母・祖父母・兄弟姉妹」「配偶者（夫または妻）」「子ども」のいずれかを選択した人への設問

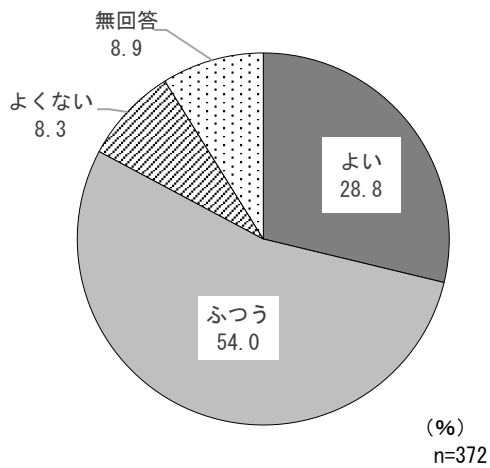
ア) 性別



イ) 年齢

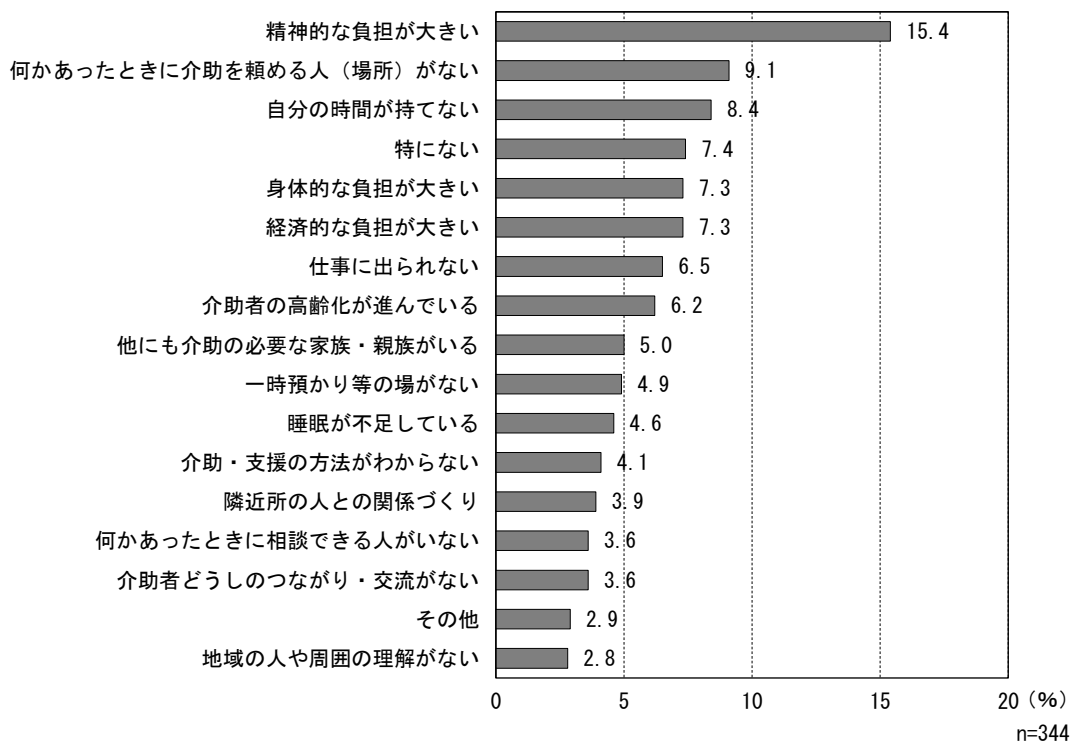


ウ) 健康状態



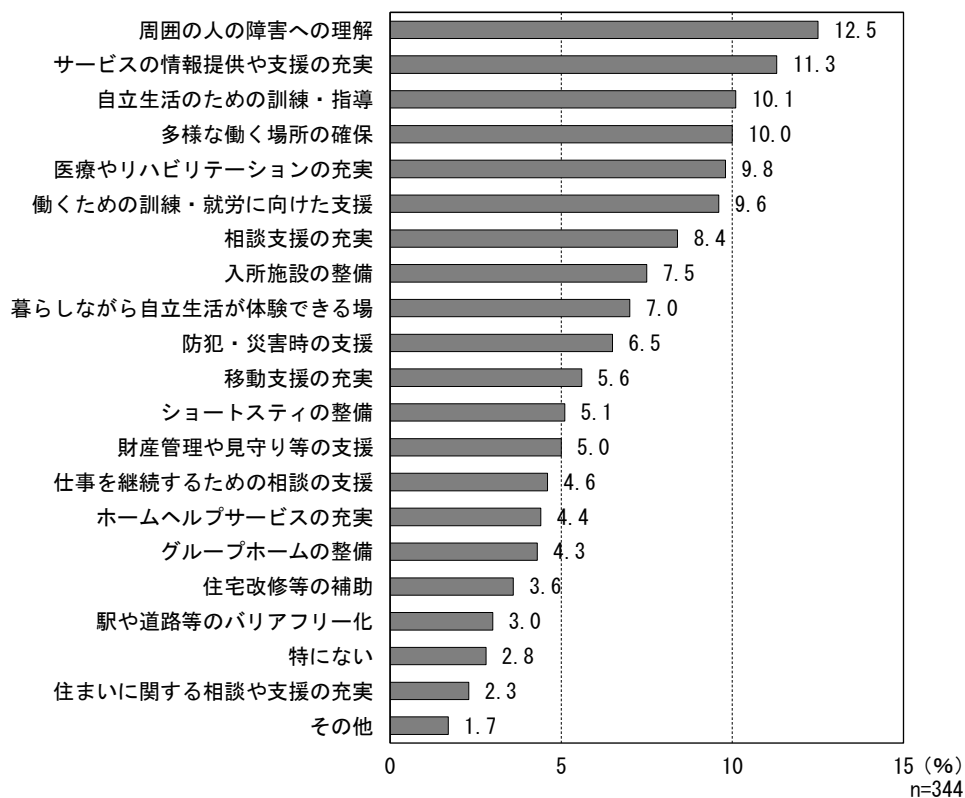
⑤介助または支援にあたってどのような不安や悩み

ご家族の方にお尋ねします。介助または支援にあたってどのような不安や悩みをお持ちですか。（〇は5つまで）



⑥障害のある家族が希望する暮らしを実現するために必要なこと

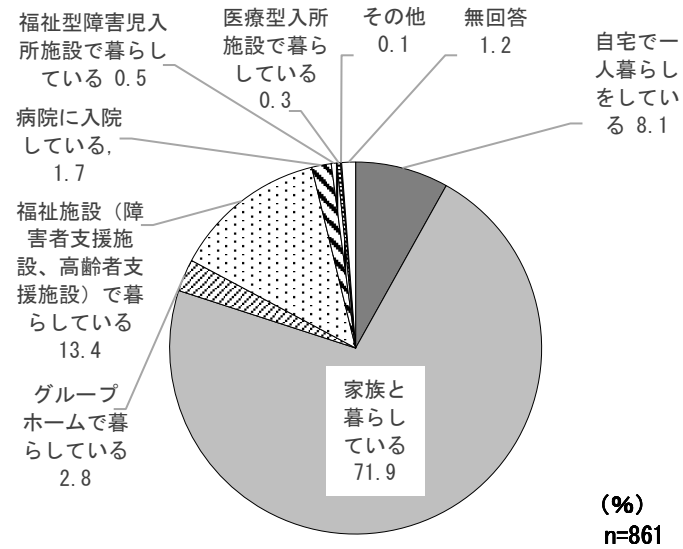
ご家族の方にお尋ねします。あて名のご本人が希望する暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は5つまで）



(3) 住まいや暮らしについて

①現在の暮らし

現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

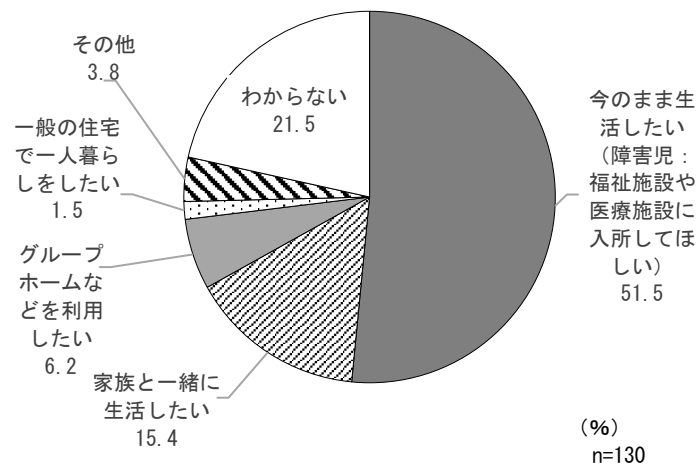


②将来地域で生活したいか

将来、地域で生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)

(障害児：将来、どこで生活してもらいたいと思いますか)

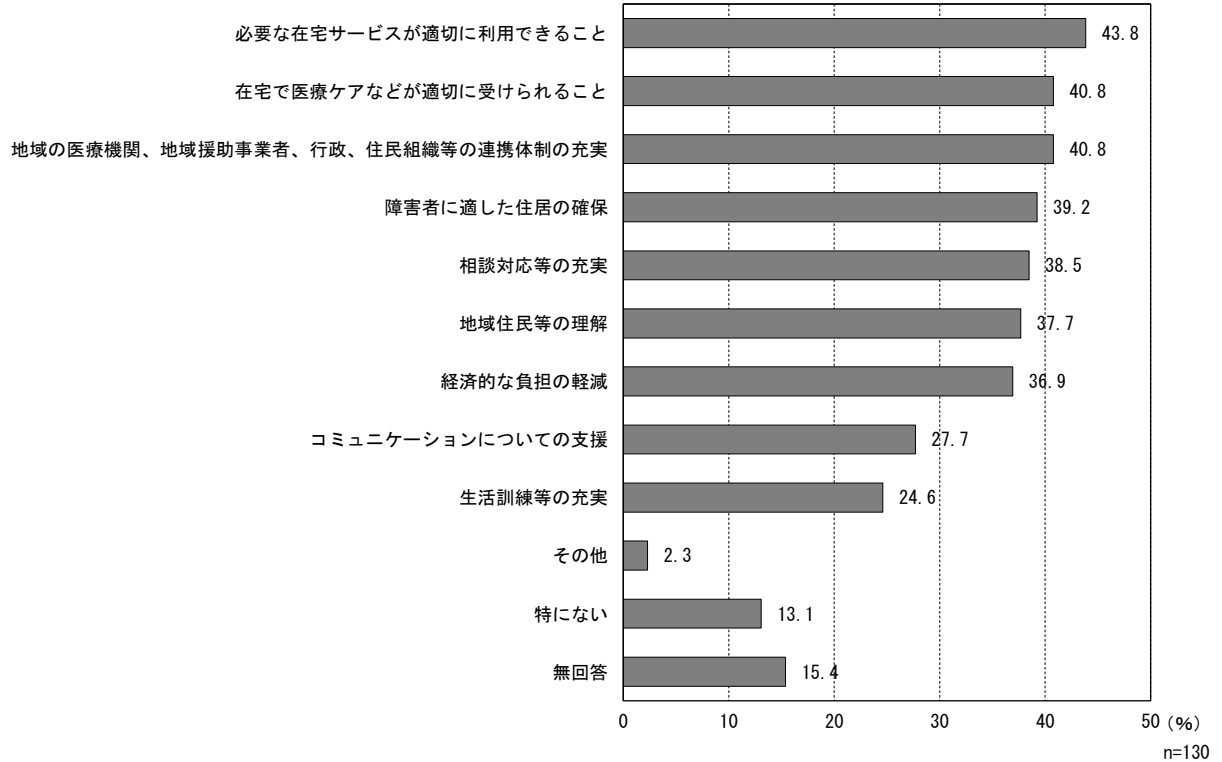
※①で「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」又は「病院に入院している」を選択した人への設問



③地域で生活するために必要な支援

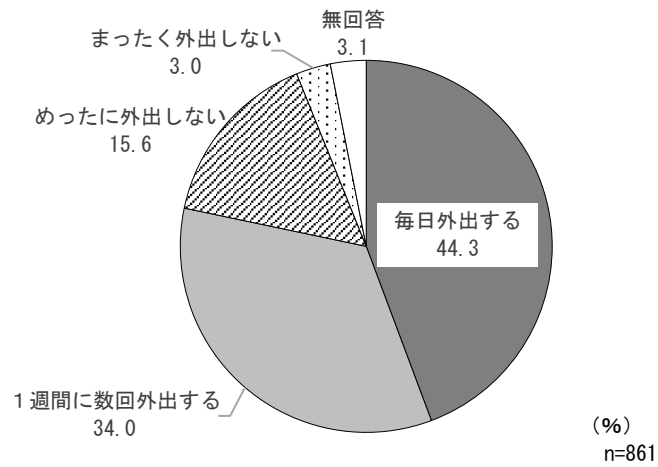
地域で生活するためには、どのような支援があればいいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

※①で「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」又は「病院に入院している」を選択した人への設問



④外出の頻度

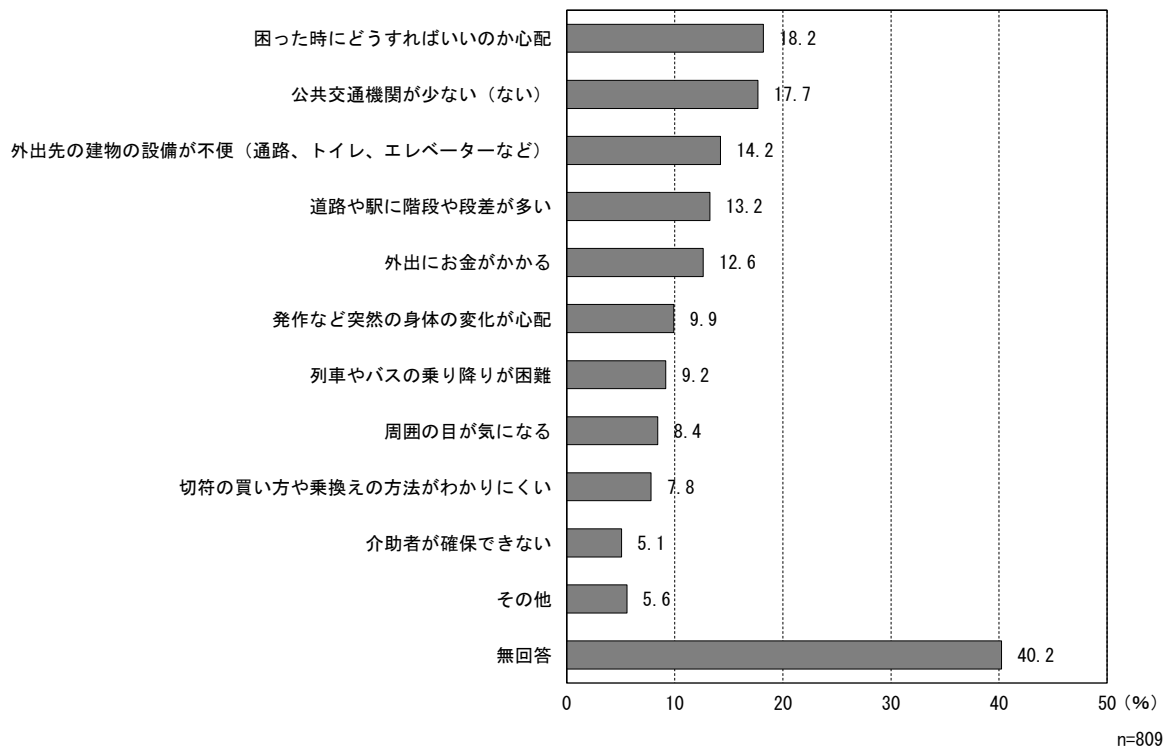
1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)



⑤外出する時に困ること

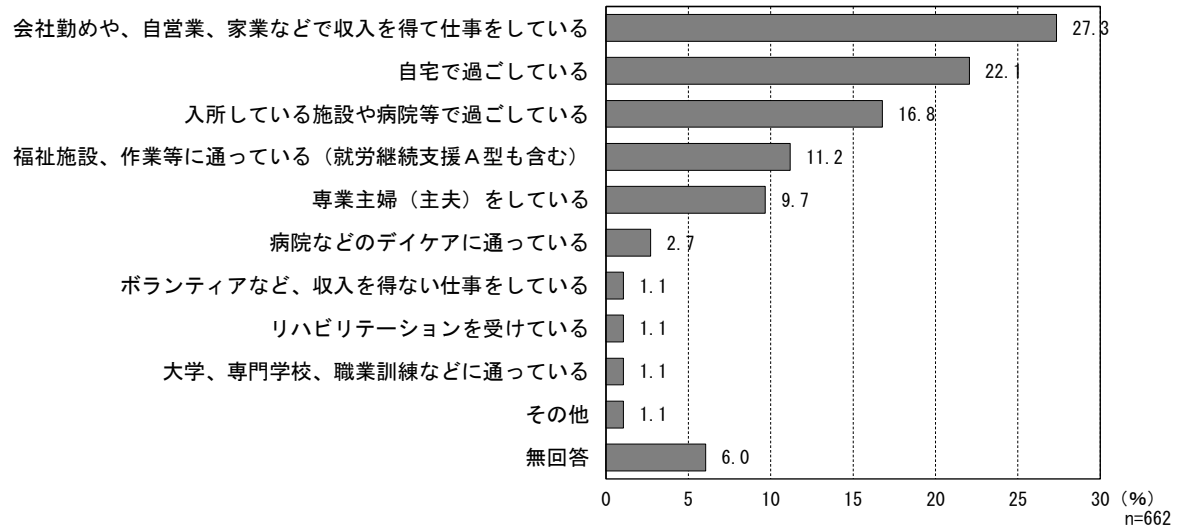
外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべて○)

※④で「毎日外出する」「1週間に数回外出する」「めったに外出しない」を選択した人への設問



⑥平日の日中の過ごし方

あなたは、平日の日中に主にどのように過ごしていますか。（○は1つだけ）
※一般のみを対象とする設問

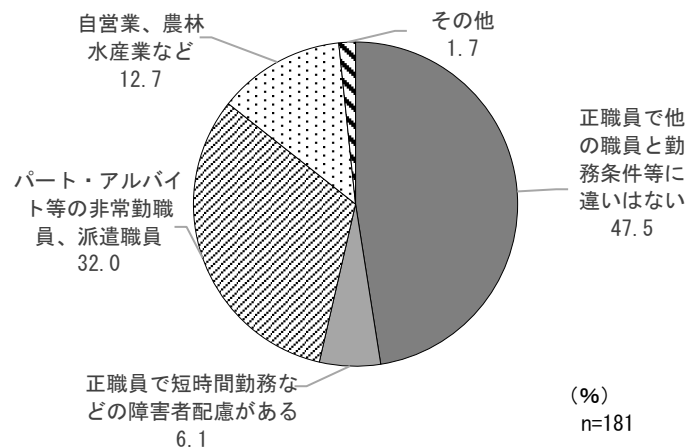


（４）就労について

①勤務形態

どのような勤務形態で働いていますか。（○は1つだけ）

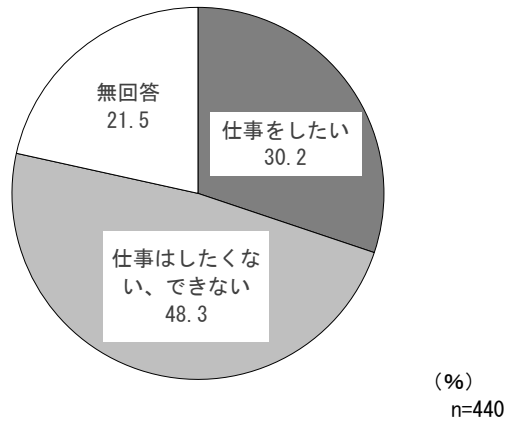
※（３）⑥で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と回答した人への設問



②今後収入を得る仕事の希望（一般のみ）

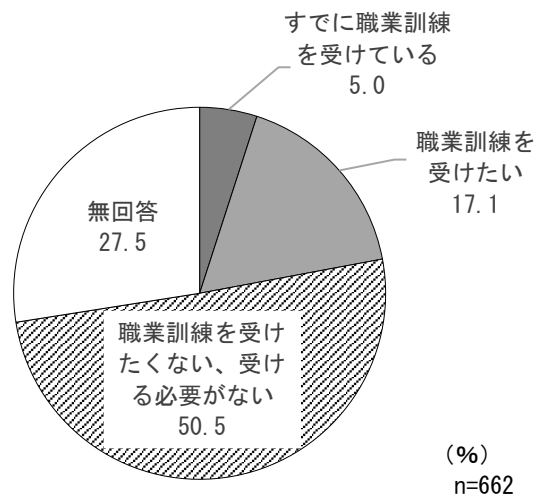
今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（○は1つだけ）

※（3）⑥で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を選択した人への設問



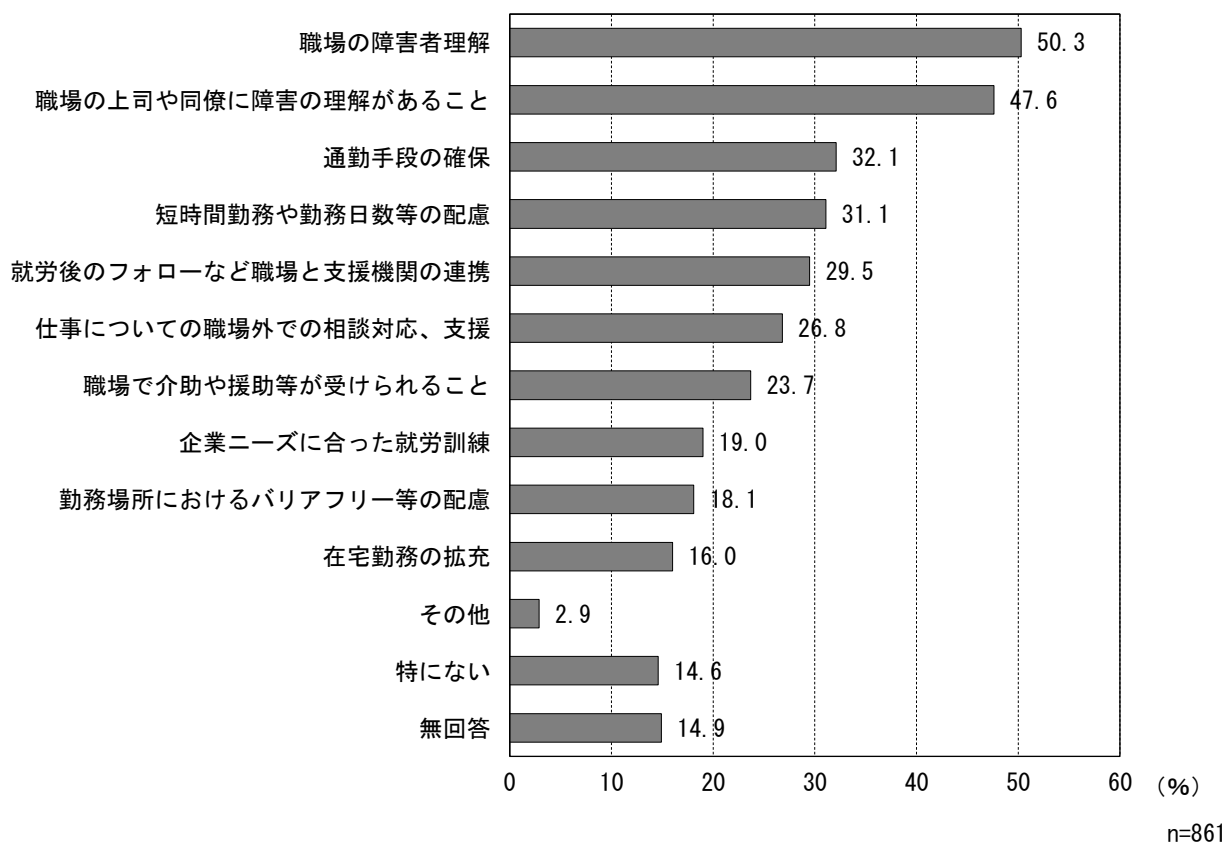
③職業訓練の希望（一般のみ）

収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか。（○は1つだけ）



④障害者の就労として必要なこと

障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

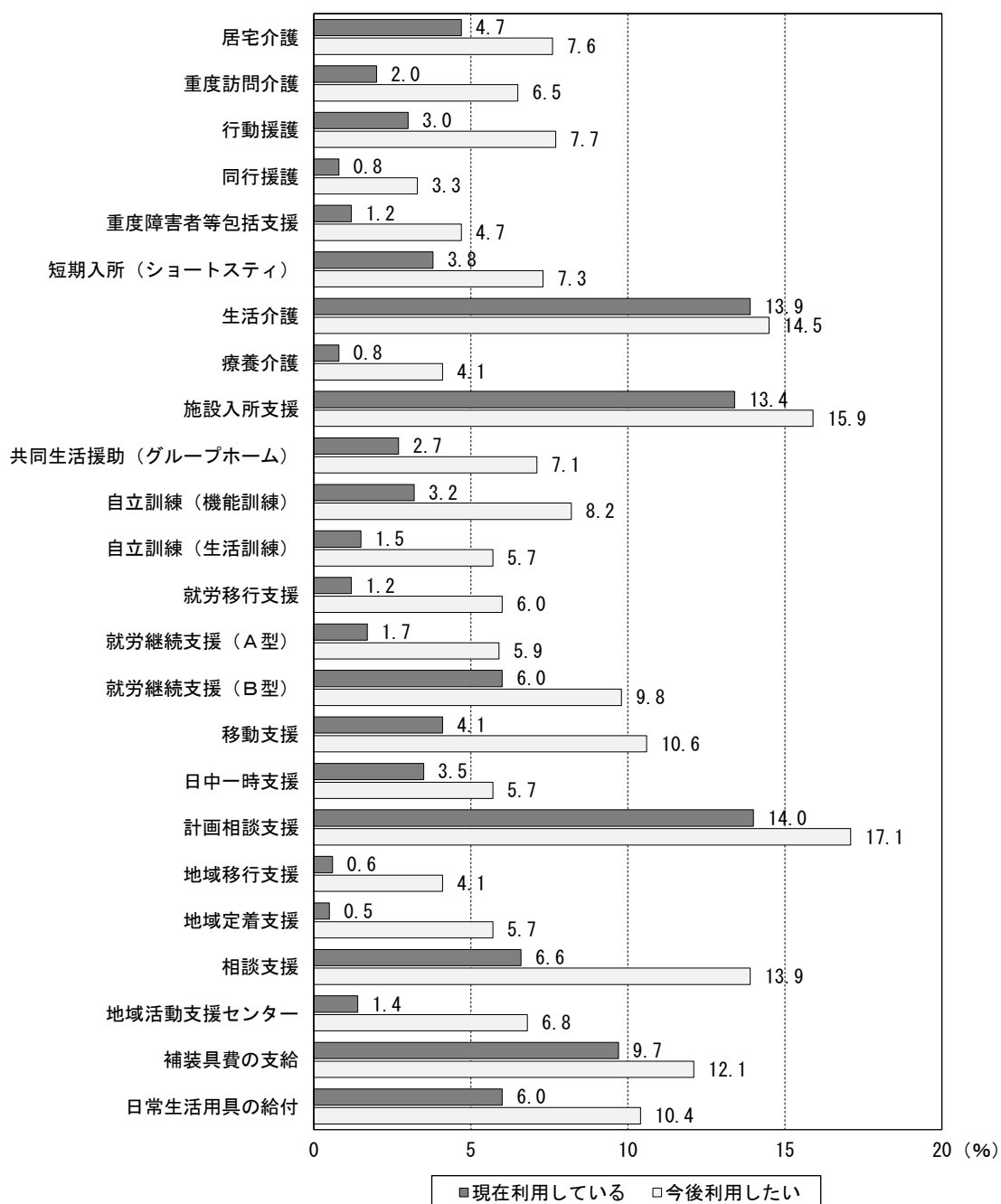


(5) 障害福祉サービス等の利用について

①障害福祉サービスの利用状況と利用希望

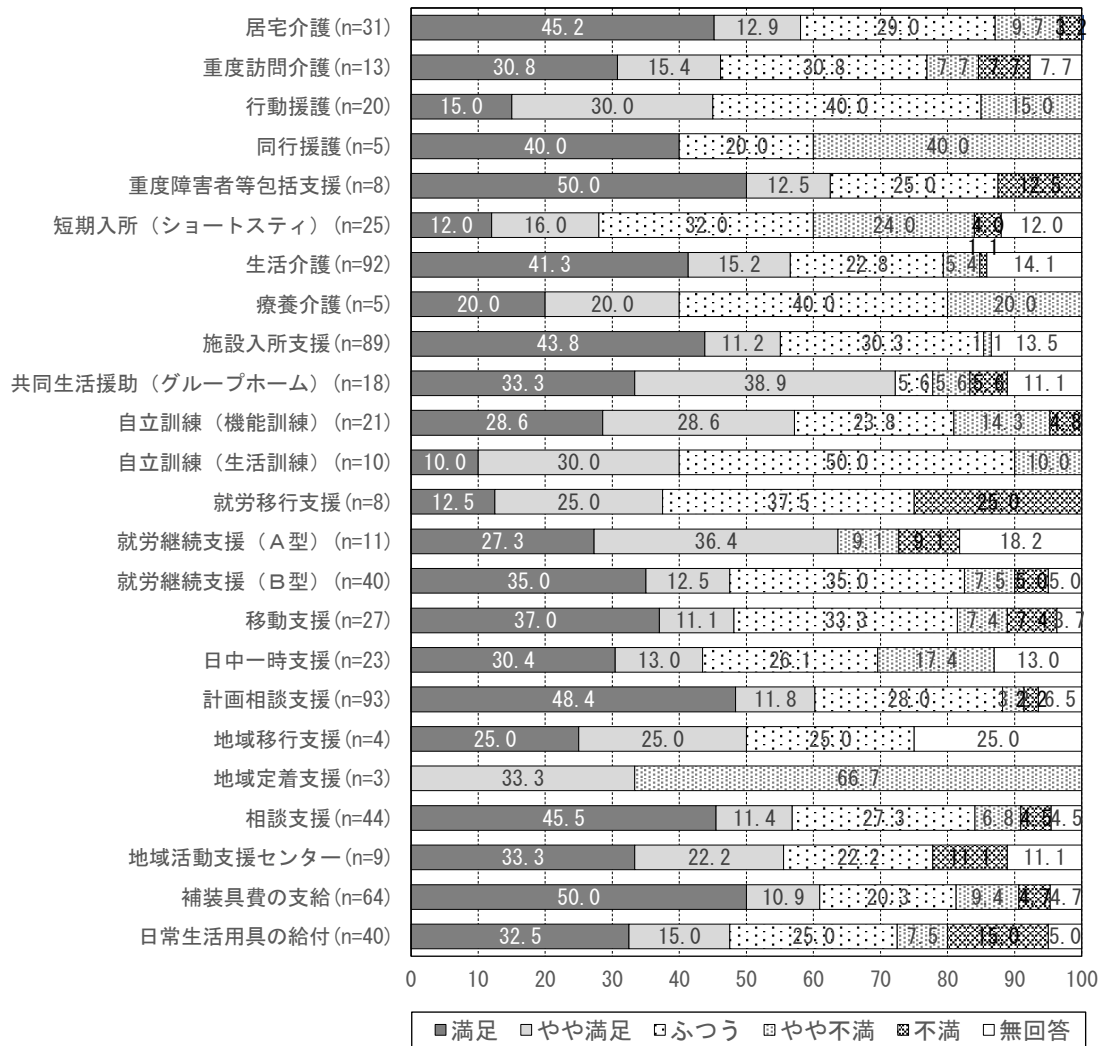
障害福祉サービスの利用状況と利用希望等はいかがですか（あてはまるものすべてに○）

【一般 利用状況と利用希望の比較】

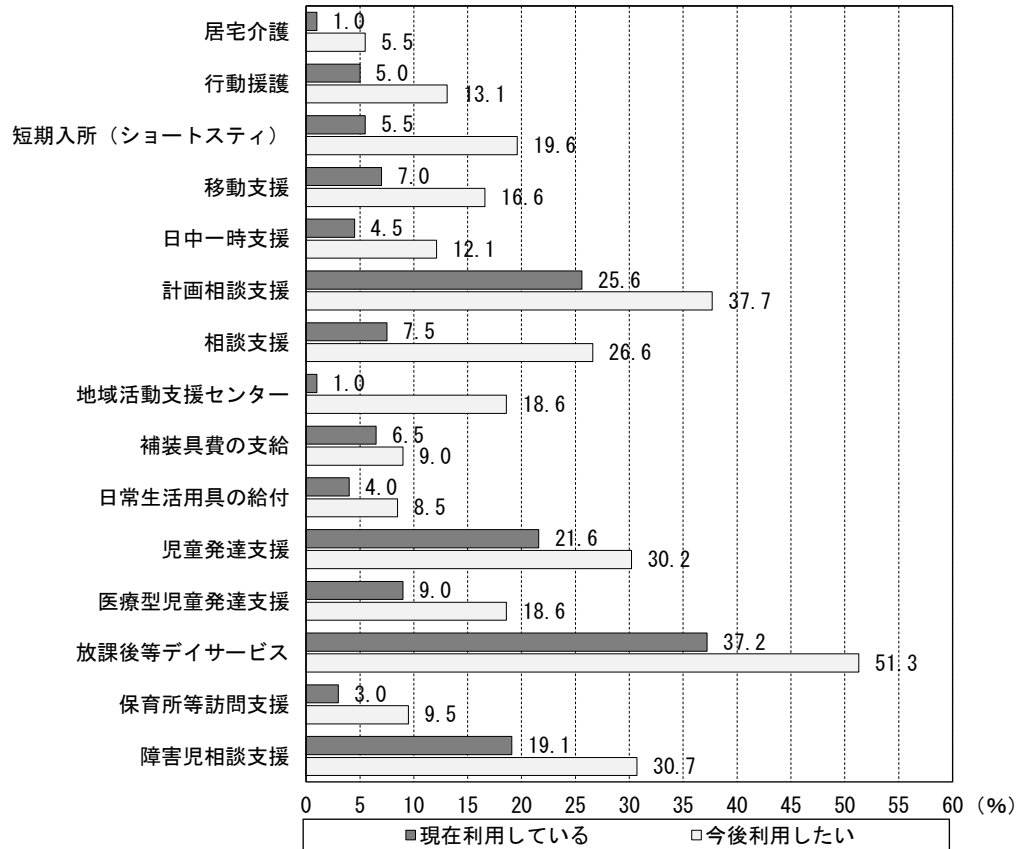


n=662

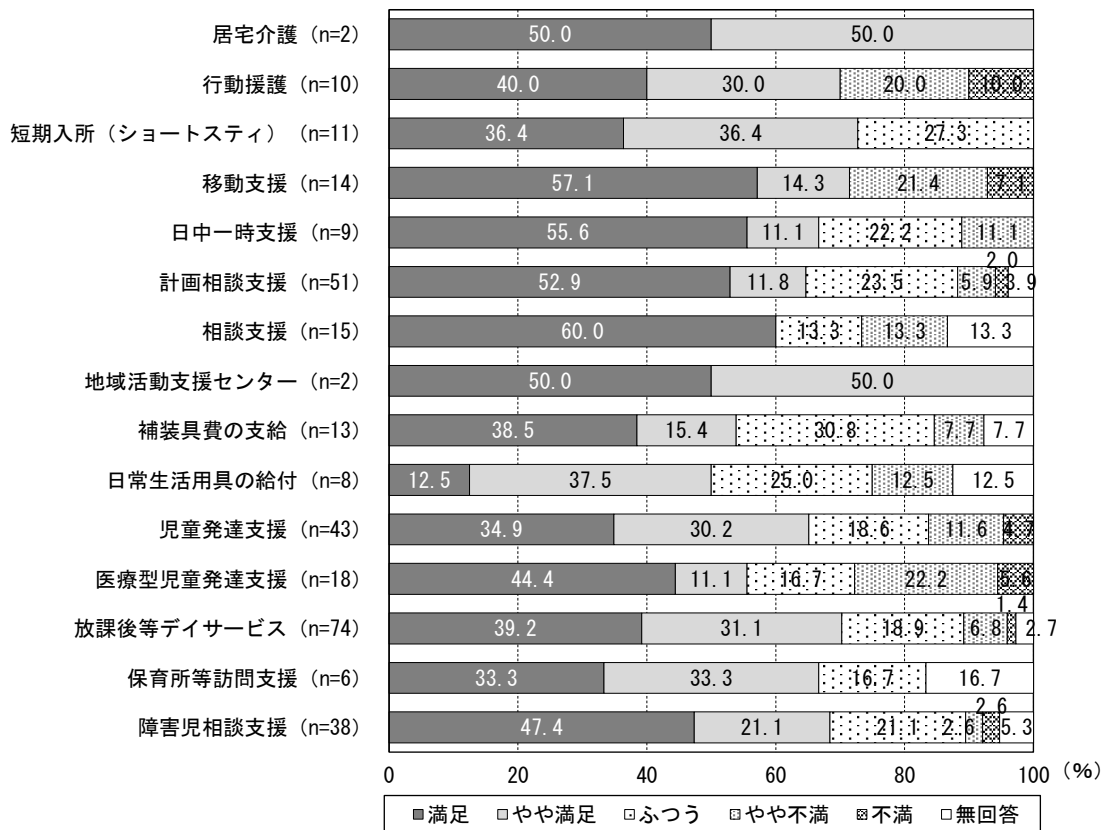
【一般 利用満足度】



【障害児 利用状況と利用希望の比較】

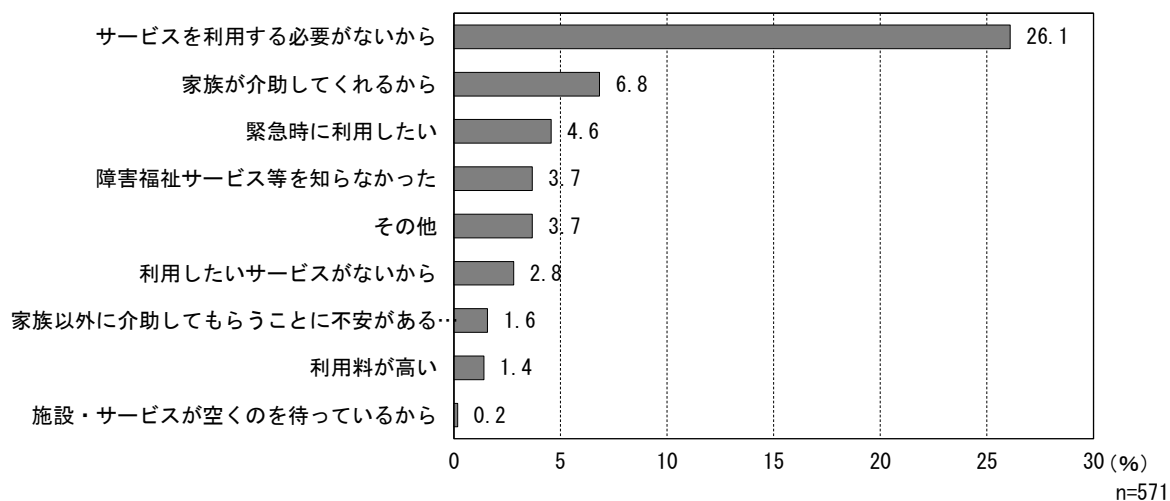


【障害児 利用満足度】



②障害福祉サービス等をまったく利用していない理由

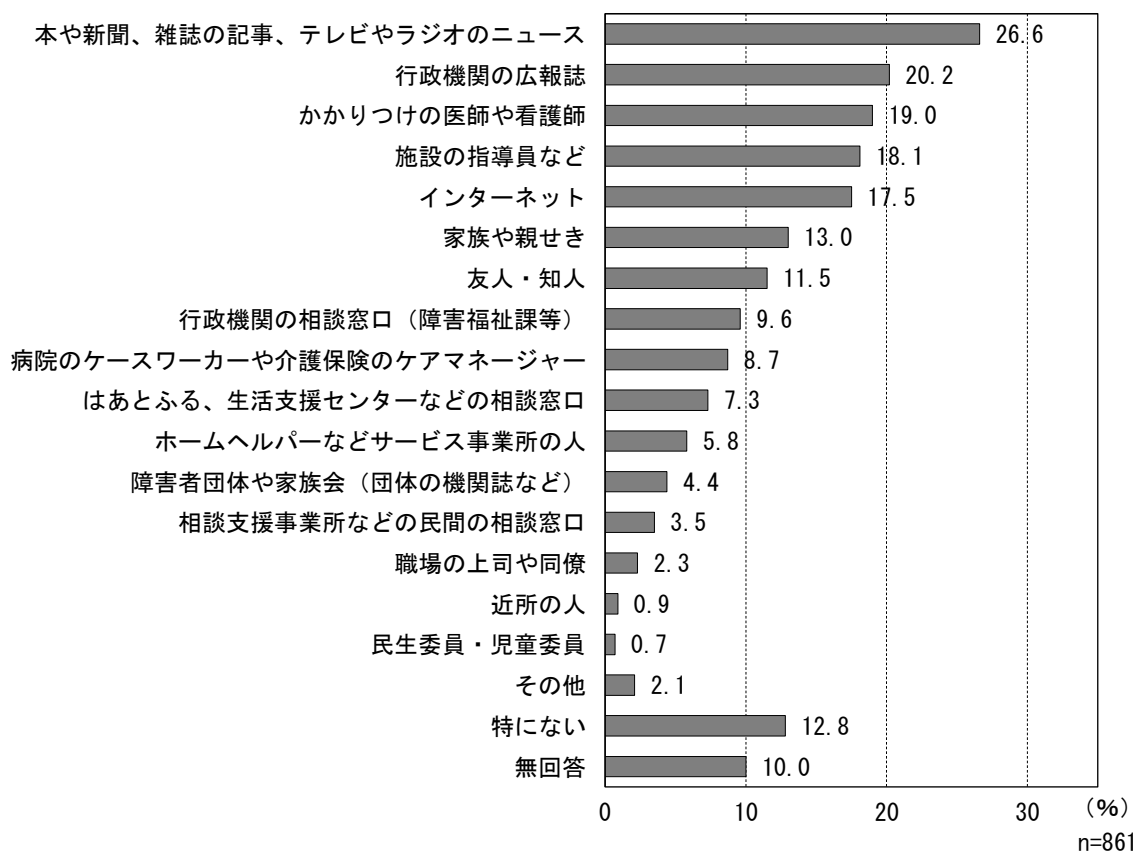
障害福祉サービス等をまったく利用していない理由は何ですか（○は1つだけ）



（6）相談相手について

①福祉サービスに関する情報の入手先

障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

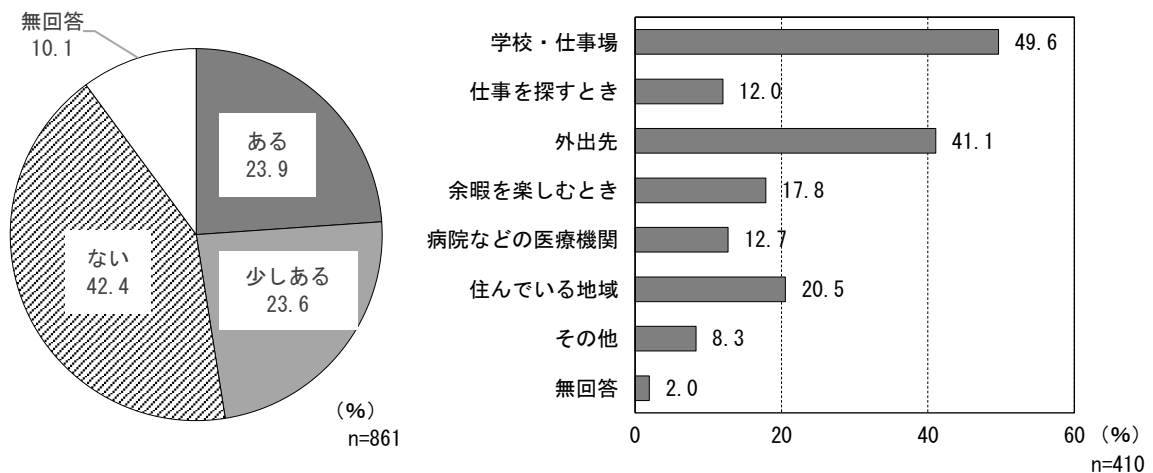


(7) 権利擁護について

①障害があることでの差別や嫌な思い

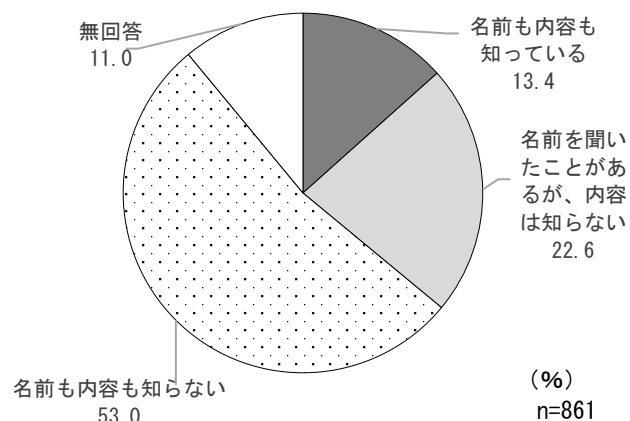
ア) 障害があることで差別を受けたことや嫌な思いをしたことがありますか。
 (○は1つだけ)
 イ) また、どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)
 ※ア) で「ある」又は「少しある」と回答した人への設問

ア) 差別を受けたことや嫌な思いをしたこと イ) 差別を受けたり嫌な思いをした場所



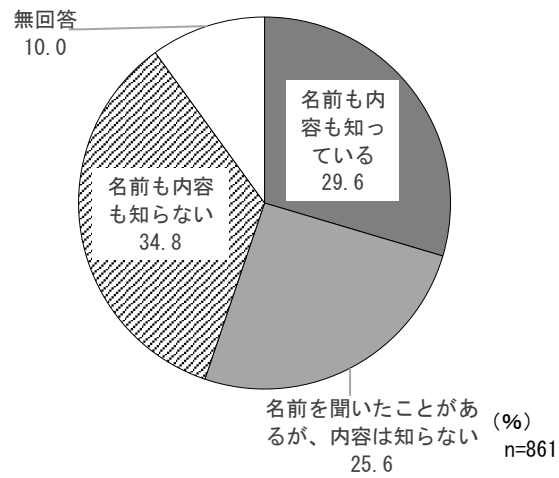
②「障害者差別解消法」の認知

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)が施行されました。あなた(本人)は「障害者差別解消法」についてご存じですか。(○は1つだけ)



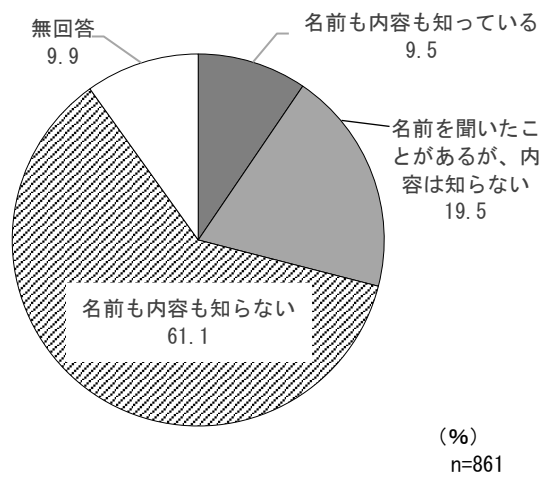
③成年後見制度の認知

成年後見制度についてご存じですか。（○は1つだけ）



④東広島市虐待防止センターについての認知

東広島市虐待防止センターについてご存じですか。（○は1つだけ）



5 用語解説

用語	内容
あ行	
育成医療	身体に障害がある児童、もしくは、将来的に障害児となる可能性がある児童で、治療効果が期待される児童に、機能障害の軽減、除去のために必要な医療費の給付を行う制度のこと。
インクルージョン	「包含、包み込む」ことを意味する。教育及び福祉の領域においては、「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念。
インフォーマルサービス	行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。(例：近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動など。)
NPO	民間非営利組織。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。
か行	
虐待防止センター	障害者に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応等、適切な支援を行うための相談や通報の受付窓口のこと。
共生社会	障害者が積極的に社会参加や社会貢献のできる社会であり、障害のあるなしにかかわらず、誰もが相互にその人格と個性を認め、支え合う社会のこと。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等のために、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得するなど、他者による権利侵害から守ること。
高次脳機能障害	脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害のこと。
高次脳機能センター	高次脳機能障害に関して、医療から福祉まで一貫したサービスを提供する、広島県の中核施設のこと。
更生医療	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
さ行	
児童福祉法	昭和23年1月1日施行。児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。 18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保証、事業、養育里親及び施設、費用等について定めるもの。
市民後見人	自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う親族以外の一般市民のこと。

用語	内容
さ行	
社会的資源	利用者のニーズを充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源の総称。
社会的障壁	障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
手話通訳者	手話を使って聴覚障害者と健聴者のコミュニケーションを仲介すること。また、それを行う人。
障害者基本法	昭和 45 年 5 月 21 日施行した心身障害者対策基本法が一部改正され、平成 5 年に成立した。障害者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。 すべての障害者が、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念とする。
障害者就業・生活支援センター	障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施するもの。
障害者総合支援法	平成 25 年 4 月 1 日施行。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。自立支援法に代わって制定された、障害福祉サービス及び障害者の生活への支援に関する法律。 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するために、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念とする。
職親	知的障害者福祉法第 16 条に基づき、知的障害者を預かり、その更生に必要な指導訓練、職業指導を行う者。職親を希望する者は、都道府県、市または福祉事務所を設置する町村の長が適当と認める必要がある。
身体障害者手帳	身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められると交付されるもの。 等級は重度から 1 級～6 級に区分され、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。
自立支援医療（精神通院）	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院は、精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者のうち、通院による精神医療を継続的に要する者を対象としている。

用語	内容
さ行	
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき設置する協議会で、「地方公共団体は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」と規定される。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事及び指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。 手帳の等級は、１・２・３級まであり、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。申し立てを受けた家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動する制度で、本人の判断能力により、後見、補佐、補助の区分がある。
た行	
地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行うもの。
地域活動支援センター作業所型	障害者等に対して適切な技能習得訓練等を行う指導員を配置し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援の促進を図ることを目的として、技能修得訓練、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するもの。
な行	
難病患者	治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）別表に掲げるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
パブリックコメント	計画等を策定する過程において、計画案等を市民に公表し、それに対する意見を求める制度。

用語	内容
は行	
ハローワーク	公共職業安定所の愛称であり、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する地域の総合的雇用サービス機関。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティーネットとしての役割を担っている。
福祉的就労	一般就労が困難な障害者のために、福祉的な観点に配慮された環境での就労のこと。各種の日中活動の場で職業訓練を受けながら作業を行う。
ホームヘルパー	障害や高齢等で日常生活を営むことに支障のある人のいる家庭を訪問し、家事援助や身体介助などの支援を業務とする職種。
ま行	
モニタリング	サービス計画に対し、的確なアセスメントができているか、利用者のニーズに応じた計画となっているかを見守り、必要に応じて修正するなど、継続的にフォローアップすること。
や行	
要約筆記者	聴覚障害者のために、話し手の内容を簡単にまとめ、筆記で通訳する者。
ら行	
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障害のある児童等について、早期発見と早期治療及び相談・指導を行い、障害の軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、㊤・A判定が重度、㊢・B判定が中度・軽度と記載される。

第5期東広島市障害福祉計画及び第1期東広島市障害児福祉計画

平成30年度～32年度

発行：平成30年3月

編集：東広島市健康福祉部障害福祉課

〒739-8601 広島県東広島市西条米町8番29号

TEL：082-420-0180 FAX：082-420-0181



東広島市